

有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A

平成22年7月

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

I 登録認定機関

1 登録認定機関とは

- (問1) 登録認定機関の登録は、どのような区分で行われるのですか。
- (問2) 都道府県等の地方公共団体は登録認定機関になれるのですか。
- (問3) 登録認定機関は登録申請にあたって、どのような事項について留意すればいいのですか。
- (問4) 登録認定機関が有機に関する認定の技術的基準の他に独自の基準を持ち、その基準に基づく認証活動を行うことは可能ですか。
- (問5) 会員で構成される認証団体が登録認定機関となった場合、会員にのみ認定を行うことができますか。また、登録認定機関の独自基準による認証を強制することができますか。
- (問6) 登録認定機関は、認定の申請者に対してコンサルタントサービスを行ってもよいのですか。
- (問7) 登録認定機関や登録外国認定機関は、事務所が所在する国以外の国の生産行程管理者等を認定することが可能ですか。
- (問8) 登録認定機関の役員の構成を、認定を受けようとする生産者又は認定を受けた生産者のみとしてもよいのですか。

2 認定業務

- (問9) 認定の可否の結果は、申請者へどのように通知するのですか。
- (問10) 認定の技術的基準に規定されている「認定機関の指定する講習会」の「指定」とはどのような意味ですか。
- (問11) 登録認定機関が実施する講習会は、どのようなことを行えばよいのですか。
- (問12) 登録認定機関が実施する講習会において、登録認定機関が認定を受ける側と協力的な関係になりすぎると、中立的な認定業務に支障をきたすのではないのですか。
- (問13) 登録認定機関は、認定生産行程管理者等の調査をどのくらいの頻度で行うのですか。

3 認定の業務に従事する者

- (問14) 登録認定機関の長は検査員又は判定員を兼任することはできますか。

4 登録認定機関の監督

- (問15) 登録認定機関に対する監査はどのように行われるのですか。
- (問16) 認定生産行程管理者のほ場や工場について、抜き打ち監査をする必要があるのではないのですか。
- (問17) 地方公共団体も国の監査を受けるのですか。

II 有機農産物の生産行程管理者

- (問18) 有機農産物の認定生産行程管理者はどのようなことを行うのですか。
- (問19) 同一ほ場で一年間に3～4作する場合、1作毎に認定申請が必要ですか。
- (問20) 認定されたほ場について有効期間はありますか。
- (問21) 有機農産物の生産行程管理担当者と格付担当者の兼務は可能ですか。
- (問22) ほ場の数、分散の状況等に応じて適正な管理又は把握を行うのに十分な生産行程管理担当者の数はどのように算出すればよいのですか。
- (問23) 「当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認」とはどのように確認すれば

よいのですか。

(問24) 認定生産行程管理者の認定前に収穫を終えており保存している農産物や、認定前から栽培されている農産物に、有機JASマークを付けることができますか。

Ⅲ 有機加工食品の生産行程管理者

(問25) スーパーマーケットにおいて有機野菜を原料にして野菜サラダ等を作る場合、有機JASマークを付けるためには、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。

(問26) 生産行程の管理は必ず一人で行わなければならないのですか。仮に何人かで行う場合、その全員が認定事業者となることが必要ですか。

(問27) 有機加工食品の認定外国生産行程管理者も、有機JASマークの付してある原材料を使用しなければ有機加工食品を生産し、販売することができないのですか。

(問28) 同等性を有している国の有機JAS認定事業者は、同等性を有している国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取極に基づき農産物及び農産物加工食品を格付して、有機JASマークを貼付することは可能ですか。

(問29) 有機納豆にたれ及びからしを添付して販売したい場合、納豆本体のほかたれ及びからしを含めて有機加工食品として考えればよいですか。

Ⅳ 小分け業者

(問30) どのようなことを行う者が、有機の認定小分け業者の対象となるのですか。

(問31) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合は、認定小分け業者になることが必要ですか。

(問32) 有機JASマークの付してある玄米を精米にして小分けした袋や有機米どうしを混ぜ合わせた袋に有機JASマークを付けて販売する場合、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか、認定小分け業者になることが必要ですか。

(問33) 小分け業者における小分け担当者と格付表示担当者の兼務は可能ですか。

Ⅴ 輸入業者

(問34) 輸入業者や小分け業者は、輸入した農産物や小分けする農産物等についての保管、小分け及び格付の表示を貼付する作業等を倉庫業者に委託することができますか。

(問35) 認定輸入業者が認定の範囲で行うことができる包装とは、どのようなものですか。

(問36) 外国語で「有機」の言葉が付してある輸入農産物等において、日本語で有機の表示を付さない場合は、認定輸入業者となる必要はないのですか。

(問37) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機JASマークを貼付することはできますか。

(問38) 我が国が同等性を認めているA国で有機と格付された食品を、我が国が同等性を認めているB国を経由して輸入した場合、当該製品に有機JASマークを貼付するためには、どの国の証明書が必要になりますか。

Ⅵ 日本農林規格

(問39) 有機表示の規制はどのような内容ですか。

(問40) JAS法第15条の2第2項に規定する「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」は、どのように決められ、どのように公表されるのですか。

1 有機農産物の日本農林規格

(第2条関係)

(問41) 「農業の自然循環機能」とは、どのようなことですか。

(問42) 有機農産物の日本農林規格に「きのこ類」が追加されたのはなぜですか。

(問43) 採取場で採取される農産物にはどのようなものがありますか。

(問44) なぜ、自生しているものまで含めるのですか。

(第3条関係)

(問45) 使用禁止資材として、土壌又は植物に施されるその他の資材という規定がありますが、具体的にはどのようなものを指すのですか。

(問46) 水耕栽培、ロックウール栽培、ポット栽培で栽培した農産物は規格の適用の対象となりますか。

(問47) れき耕栽培わさびは規格の適用の対象となりますか。

(問48) 農産物を製造、加工したものは有機農産物の日本農林規格の対象とはならないと思われませんが、製造、加工したものとはどの程度のものまでを指していますか。精米も加工に含まれますか。

(問49) 農家が自分で生産した有機農産物を加工し、有機加工食品として販売する場合、有機農産物の認定生産行程管理者に加え、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。

(問50) 茶葉を緑茶の荒茶として格付する場合や米ぬかを格付する場合、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。

(第4条関係)

(問51) ほ場等の条件について、有機的な管理を開始したとみなされる時点はどの時点ですか。

(問52) 転換期間中有機の表示とするため、同一のほ場で転換期間中の栽培と慣行栽培を繰り返すことは可能ですか。

(問53) 区画整理を伴う土地改良事業実施地区における有機認定ほ場の取扱いはどうなりますか。

(問54) 「ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置が講じられていること。」とありますが、具体的にどのように判断するのですか。

(問55) 航空防除対象地域の場合はどうに対応すればよいのですか。

(問56) 航空防除対象地域からの農薬の飛来防止策についてどのように確認しますか。

(問57) 使用禁止資材の流入を防ぐため、特に用水への使用禁止資材の混入を防止するための必要な措置とは、具体的にどのようなことですか。

(問58) 多年生の植物から収穫される農産物とは、どのような作物ですか。

(問59) なぜ、「開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場」が転換期間の短縮の条件となり得るのですか。

(問60) 有機農産物を栽培しているほ場が他のほ場の農薬散布の影響を受けた場合はその農産物はどうなりますか。

(問61) 輸入貨物の木材こん包材に対する植物検疫措置が実施されると聞きましたが、有機農産物の取り扱いはどうなりますか。

- (問62) 穂木、台木とは、どのようなものですか。
- (問63) 「植物体の全部又は一部」の一部とは、どのようなものですか。
- (問64) 有機ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の基準における種子繁殖する品種と栄養繁殖する品種は、どのようなものが該当するのですか。また、最も若齢な苗等とは、どのような苗を指すのですか。
- (問65) 食用新芽とは、どのようなものを指すのですか。
- (問66) 通常の方法によっては入手が困難な場合に有機の栽培に使用できる種苗の基準が改正されましたが、その理由はなぜですか。
- (問67) 「通常の方法によってはその入手が困難な場合」とは、どのような場合ですか。
- (問68) 「生物の機能を活用した方法」とは、どのような方法ですか。
- (問69) 「生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合」とは、どのような場合ですか。
- (問70) きのご類においては、どのような栽培方法が対象となるのですか。
- (問71) きのご類の栽培において、ほだ場やハウス等の施設内についても転換期間が必要ですか。
- (問72) 第4条の表ほ場における肥培管理の項の第2項の(2)の樹木に由来する以外の資材のア 農産物、イ 加工食品、ウ 飼料は有機JASマーク(格付)が貼付なされたものでないと使用してはいけないのですか。
- (問73) 第4条の表ほ場における肥培管理の項の第2項の「たい肥栽培きのこの生産において、これらの資材が入手困難な場合」とはどのようなことをいうのですか。
- (問74) 種菌はどのようなものが使用できますか。
- (問75) 耕種的、物理的、生物的防除方法とは、どのような方法ですか。
- (問76) 「作目及び品種の選定」とは、どのようなことをいうのですか。
- (問77) 「作付け時期の調整」とは、どのようなことをいうのですか。
- (問78) 「農産物に重大な損害が生じる危険が急迫している場合」とは、どのような場合ですか。
- (問79) 平成17年の改正において、生産の方法についての基準の中で、新たな事項として一般管理及び育苗管理の項が設けられたのはなぜですか。
- (問80) 古紙に由来するマルチ資材は、古紙の原材料に制限があるのですか。基準で示している「製造工程」とは、最終の商品の生産に該当する行程のことですか。
また、生分解性マルチは一般管理で使用可能ですか。
- (問81) 種子が帯状に封入された農業用資材について、コットンリントー由来に限定したのはなぜですか。また、帯状ではなくシート状の資材の利用は可能ですか。
- (問82) 種子消毒に別表2に掲げた農薬を使用できますか。
- (問83) 種子の比重選に塩水を使用することはできますか。
- (問84) ほ場に海水を施用することは可能ですか。
- (問85) ほ場には、育苗箱や育苗床などの育苗する場所も含まれるのですか。
- (問86) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準は、消費者の手に渡るまでの管理の基準ですか。
- (問87) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理での工程で使用する機械・器具等の洗浄に何が使用できますか。
- (問88) 品質の保持改善とは、どのようなことですか。

(別表1関係)

- (問89) 別表1に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。
- (問90) 使用可能な資材であるかどうか、どのように判断すればよいのですか。
- (問91) やむを得ない場合に使用可能な肥料や農薬のリストが平成17年に見直された理由は何ですか。
- (問92) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。
- (問93) 遺伝子組換え作物に由来するたい肥の使用は認められますか。
- (問94) 平成17年の改正において、別表1の肥料及び土壌改良資材に使用できる食品製造業に由来する有機質副産物の使用基準が改正され、従来から使用可能であった食品製造業からの有機質副産物は使用できないのですか。
- (問95) 平成17年の改正において、有機農産物のJAS規格の別表1から、魚かす粉末から蒸製骨粉までの資材が削除されていますが、これらの資材は有機農産物の栽培に使用できないのですか。
- (問96) 「貝化石肥料」は別表1の使用できる資材から削除されましたが使用できないのですか。
- (問97) 「微量元素」とはどのような資材ですか。微量元素であれば合成されたものも使用できますか。
- (問98) 「岩石を粉砕したもの」の使用基準として、「含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものではない」とは、どういう場合に該当しますか。
- (問99) 「製糖産業の副産物」が別表1に掲載されていますが、製糖産業では一般的に化学処理工程があり、このような製造工程から得られる副産物は使用できないのではないのですか。
- (問100) その他の肥料及び土壌改良資材は、どのような資材が使用できるのですか。
- (問101) 有機農産物の日本農林規格別表1にある、「他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材」に合致する資材であるか否か判断する基準は何ですか。
- (問102) 有機農産物の栽培に、下水処理汚泥は使用できますか。
- (問103) 人糞を原料とした肥料は使用できますか。

(別表2関係)

- (問104) 別表2に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。
- (問105) 「有機農産物の日本農林規格」の別表2の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。

(附則関係)

- (問106) 平成17年の有機農産物のJAS規格改正時の附則4にある「当分の間」の種子又は苗等の経過措置については、平成18年の改正で失効するのですか。
- (問107) 育苗培土の粘度調整のための資材の利用は可能ですか。

2 有機加工食品の日本農林規格

(第2条関係)

- (問108) なぜ加工方法を物理的又は生物の機能を利用した方法に限定するのですか。
- (問109) 物理的又は生物の機能を利用した加工方法とは、具体的にどのような方法ですか。

(第3条、4条関係)

- (問110) 平成18年の改正で、有機加工食品の定義はどのように改正されたのですか。
- (問111) 原材料の配合をする場合、どのようなことに配慮すればいいのですか。
- (問112) 有機格付されたものを一般飲食物添加物として使用する場合は、有機原料としてカウントできるのですか。
- (問113) 有機加工食品の有機原材料として、有機農産物加工酒類は使用可能ですか。
- (問114) 原材料は、格付の表示が付されているものに限られていますが、我が国の製造業者は、有機JAS基準と同等の制度を有すると認められた国におけるその国の制度に基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、格付表示がなくても、証明書等をもって原材料として使用できますか。
- (問115) 原材料に加工助剤を含むとしたのはどうしてですか。
- (問116) 有機加工食品の日本農林規格第4条の「原材料」の基準の1のただし書きは、格付を2回行うことを言っているのですか。
- (問117) 第4条原材料の項に規定されている「有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物」、「有機加工食品と同一の種類の加工食品」とは、具体的にどうやって判断するのですか。(例:黒目大豆と白目大豆、枝豆と大豆、うるち米ともち米、トマトケチャップとトマトピューレー、煎茶と抹茶、こいくちしょうゆとすくちしょうゆ)
- (問118) 遺伝子組換え技術によって得られるものとは、具体的にどのようなものをいうのですか。
- (問119) 放射線照射がなされた食品かどうかは、具体的にどうやって確認すればよいのですか。
- (問120) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品以外の農畜水産物及びその加工品には、別表に掲げる食品添加物以外のものが使用されていてもよいのですか。
- (問121) 精製塩に、海水から採取したにがりを添加したものは食塩として有機加工食品の加工に使用できますか。
- (問122) 有機食品以外のものが原材料に占める重量の割合の5%以下とは原料配合時ですか、それとも最終製品としてですか。
- (問123) 5%以下で有機加工食品の原材料に使用できる有機加工食品以外の加工品は遺伝子組換え技術を用いた原料を使用しても良いですか。
- (問124) 有機加工食品の製造に生物の機能を利用する場合に、
・有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物以外の原料
・遺伝子組換え技術を用いた原料
で培養された微生物等が使用されていてもよいのですか。
- (問125) 有機加工食品の原材料の使用割合において、有機食品の製品に占める割合が70%以上95%未満のものを認めないのはなぜですか。
- (問126) 病虫害防除等の目的での放射線照射が禁止されていますが、工程管理のために放射線を利用することはできますか。
- (問127) 有機加工食品の原材料の農産物などを洗浄するために、化学的に合成された殺菌剤や洗浄剤は使用できますか。
- (問128) 有機加工食品の原材料として使用できる水はどのような水ですか。また、井戸水を飲用適にするために殺菌剤(次亜塩素酸ソーダ)を使用できますか。
- (問129) 加工工程で使用する機械・器具の洗浄、殺菌はできますか。
- (問130) 有機加工食品の製造時又は原材料や製品の保管時に製造工場内や保管倉庫内での病虫害や小

動物の防除はどのように行えばよいですか。

(問131) 生産行程管理者等が製品を包装する際、脱酸素剤を添付してもいいのですか。

(第5条関係)

(問132) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、なぜ、有機〇〇と表示してはいけないのですか。

(問133) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのようなものがありますか。

(問134) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのような表示が許されるのですか。

(別表関係)

(問135) 食品添加物の製造において使用する原材料として、遺伝子組換え技術によって得られたものを使用できますか。

(問136) 有機加工食品の加工に既存添加物である焼成カルシウム類を使用することはできるのですか。

(問137) 認定小分け業者や認定輸入業者が、お茶の包装工程で窒素充填を行ってもいいのですか。

(問138) 有機加工食品のJAS規格別表2に掲げられた薬剤を全面的に改正したのはなぜですか。

Ⅶ 表示

(問139) 有機JASマークが付いていない農産物や加工食品に、「有機原材料使用」という表示はできますか。

(問140) 「有機無農薬トマト」と表示することはできますか。

(問141) 「有機米」、「有機栽培米」という表示は玄米及び精米品質表示基準の表示に適合しているのですか。

(問142) 有機農産物の表示は名称だけでよいのですか。

(問143) 有機加工食品の表示は、名称と原材料名だけでよいのですか。

(問144) 有機農産物等のモニタリングはどのように行うのですか。

(問145) 有機食品の表示規制は、外食産業や中食産業についても適用されますか。

(問146) 日本農林規格に基づいて栽培した農産物を産消提携により販売したいと思いますが、有機農産物の認定生産行程管理者にならなければなりません。

(問147) 有機JASマークが付された大豆を原材料として製造した納豆に、有機JASマークを付さないで「有機大豆使用の納豆」と表示して販売する場合、立て札に「有機納豆」と表示してもよいのですか。

(問148) 有機農産物と転換期間中有機農産物を混合した場合、どのように表示すればよいのですか。

(問149) 有機JASマークをスタンプで表示することはできますか。また、認定事業者自身がパソコン等で作成した有機JASマークを使用することはできますか。

(問150) 生鮮食品に有機〇〇使用といった表示を、有機JASマークを付けずに表示してもよいのですか。

(問151) 有機JASマークが付された農産物加工食品を「有機〇〇」等と表示された段ボール等の資材に梱包して出荷する場合には、その段ボール等の資材に有機JASマークが必要ですか。

(問152) 有機JASマークが付されていない無償のサンプル品の名称として「有機ルイボス茶」と

表示することはできますか。

VIII その他

(問153) 有機農産物を栽培するほ場に、天災により周辺から土砂等が流入した場合の取扱いはどうすればよいのですか。

I 登録認定機関

1 登録認定機関とは

(問1) 登録認定機関の登録は、どのような区分で行われるのですか。

(答)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（以下「JAS法施行規則」という。）第40条に5区分が規定されており、有機食品は「地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物」に区分されます。このうち有機食品のみを認定業務の対象とする場合は、認定業務を行おうとする種類を特定して申請することができます（例えば、「有機農産物」、「有機農産物及び有機加工食品」、「有機飼料及び有機畜産物」など）。その場合も申請料金は同じです。

また、認定業務を行おうとする種類のうち一部の品目に限定して業務を行うこともできますので、その場合はその旨を申請書類に明記して下さい（例えば、種類は「有機農産物」であるが、認定業務を行う品目は「米」に限る、など）。

(問2) 都道府県等の地方公共団体は登録認定機関になれるのですか。

(答)

都道府県等の地方公共団体は、法人格を有している（地方自治法第2条第1項）ので、JAS法の定める条件を満たせば登録認定機関になることができます。

なお、民間の法人と同様、登録認定機関となるためには、農林水産大臣の登録を受ける必要があるため、農林水産大臣にJAS法施行規則第39条に規定した申請書類を提出することとなります。

(問3) 登録認定機関は登録申請にあたって、どのような事項に留意すればいいのですか。

(答)

登録認定機関は登録申請時に以下の点に留意が必要です。

- (1) 登録認定機関は、認定手数料について、人件費、報償費、旅費等の積算及び認定業務を行う区域などを勘案した上で、合理的な根拠に基づいて設定する必要があります。
- (2) 登録認定機関の経営基盤については、登録認定機関の登録要件として、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準（ISO/IECガイド65：1996。以下「ガイド65」という。）に適合する法人であることを要求しており、ガイド65の4.2(i)には「認証システムの運営に必要な財政的安定性及び経営資源を持つ」ことが要求されています。

登録認定機関は登録後も引き続きガイド65に適合する法人であり続ける必要があり、登録の更新時において、認証システムの運営に必要な財政的安定性及び経営資源を持っているかどうかなど、ガイド65に適合する法人であることについて再審査を行うこととしています。

- (3) 登録認定機関が認証部門とともに振興・普及部門を兼ねることは、認証部門の公平性や客観性等が損なわれる恐れがあることから、ガイド65に照らし、認定部門が振興・普及部門と明確に区別されていることが必要です。

(参考) ISO/IECガイド65

製品認証業務を行う第三者機関が適格であり、信頼できると認められるために遵守しなければならない一般的要求事項（ISOとIECが共同で作成）です。

(問4) 登録認定機関が有機に関する認定の技術的基準の他に独自の基準を持ち、その基準に基づく認証活動を行うことは可能ですか。

(答)

登録認定機関は、有機農産物に係る生産行程管理者の認定の技術的基準等（以下「認定の技術的基準」という。）に基づいて事業者の認定を行います。それに加えて独自の基準を設けて、その基準について別途認証することも可能です。この場合、認定の技術的基準に付加的な要件を加えた基準によって独自の認証を行う場合も考えられますが、JAS法に基づく認定はあくまでも認定の技術的基準の各要件に適合していることの認定であり、認定の技術的基準とは異なる当該登録認定機関独自の基準へ適合することの認証をもって、JAS法上の認定に代えることはできません。

なお、認定の技術的基準に基づく認定を独自の基準の認証と同時に行うことは可能です。

(問5) 会員で構成される認証団体が登録認定機関となった場合、会員にのみ認定を行うことができますか。また、登録認定機関の独自基準による認証を強制することができますか。

(答)

登録認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、会員、非会員を問わず認定のための審査を行わなければなりません。

また、登録認定機関は、公正に、かつ、JAS法令で定める基準に適合する方法により認定に関する業務を行わなければならないため、JAS法に基づく認定を行う前提として独自の基準による認証を強制することはできません。

(問6) 登録認定機関は、認定の申請者に対してコンサルタントサービスを行ってもよいのですか。

(答)

登録認定機関は認定の申請者に対して、認定を受ける上で障害となる事項についての個別具体的な対策、改善手段・方法等を教示するといったコンサルタントサービスを行ってはけません。

ただし、検査認証制度や日本農林規格、認定の技術的基準等、申請手続き、認定手数料等の一般的な事項に関する説明は情報提供であり、コンサルタントサービスには当たりません。

また、認定の申請に基づく実地検査の際、検査員が認定の技術的基準等に適合していない事項や箇所について指摘し、改善の必要がある旨申請者に伝えること（具体的な対処方法については教示せず申請者の判断に委ねる）は、コンサルタントサービスに該当しません。

具体的には、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにお問い合わせください。

(問7) 登録認定機関や登録外国認定機関は、事務所が所在する国以外の国の生産行程管理者等を認定することが可能ですか。

(答)

登録認定機関や登録外国認定機関は、当該事業所から当該国以外の外国（日本を除く）へ赴き、現地検査を自ら行ない外国生産行程管理者等を認定することは可能ですが、その場合は、登録の申請時に「認定を行おうとする区域」に当該外国を規定していなければなりません。

なお、認定後に認定事業者に対して定期的を実施する調査についても、当該認定機関が、その国に赴き、自ら行なう必要があります。

(問8) 登録認定機関の役員の構成を、認定を受けようとする生産者又は認定を受けた生産者のみとしてもよいですか。

(答)

認定を受けようとする生産者又は認定を受けた生産者などの被認定事業者が登録認定機関の役員となることは可能です。

ただし、1つの被認定事業者の役職員が、登録認定機関の役員の2分の1を超えている場合や、被認定事業者の役職員が登録認定機関の代表権を有する役員となっている場合は、登録認定機関の登録の要件を満たさないことになります。

また、当然ながら、当該役員が自らの認定に関与してはなりません。

2 認定業務

(問 9) 認定の可否の結果は、申請者へどのように通知するのですか。

(答)

認定することとした場合は、登録認定機関の長が、①認定に係る農林物資の種類②認定に係るほ場、事業所（工場）等の名称及び住所③認定番号④認定の年月日⑤認定された生産行程管理者等の氏名又は名称及び住所等を記載した認定書を交付します。また、認定しないこととした場合は、登録認定機関の長が理由を付して申請者にその旨を通知します。

(問 10) 認定の技術的基準に規定されている「認定機関の指定する講習会」の「指定」とはどのような意味ですか。

(答)

認定機関の指定する講習会とは、認定機関が自ら講習会を行う場合と、他の機関（(社)日本農林規格協会等）が実施している講習会を指定する場合があります。

(問 11) 登録認定機関が実施する講習会は、どのようなことを行えばよいのですか。

(答)

登録認定機関は、認定した事業者が適正な格付業務を実施するよう、JAS法の内容やJAS制度に基づく有機食品の検査認証制度の趣旨、仕組み等について周知することが必要です。

このため、登録認定機関が実施する講習会では、①JAS法やJAS法に基づく法令、②有機食品の検査認証制度、③有機に関する日本農林規格、④認定の技術的基準、⑤認定の手続き等全般について周知し、受講する者が希望する区分に応じて、以下の事項について周知する必要があります。

(1) 有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。以下、(1)において同じ。）の生産行程管理者の場合

ア 有機加工食品及び有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程については、原材料の受入れ及び保管、原材料の配合割合、製造及び加工の方法、製造及び加工に使用する機械及び器具に関すること

イ 有機加工食品及び有機飼料に係る格付に関する課程については、生産行程の検査、格付の表示、格付後の荷口の出荷又は処分、記録の作成及び保存に関すること

(2) 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下、(2)に

において同じ。)の生産行程管理者の場合

ア 有機農産物及び有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程については、種苗及び資材の入手、肥培管理、有害動植物の防除、一般管理、育苗管理及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、包装その他の収穫以後の工程に関すること

イ 有機農産物及び有機飼料に係る格付に関する課程については、生産行程の検査、格付の表示、格付後の荷口の出荷又は処分、記録の作成及び保存に関すること

(3) 有機畜産物の生産行程管理者の場合

ア 有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程については、家畜又は家きん及び資材の入手、飼料の給与、健康管理、一般管理及び解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に関すること

イ 有機畜産物に係る格付に関する課程については、生産行程の検査、格付の表示、格付後の荷口の出荷又は処分、記録の作成及び保存に関すること

(4) 小分け業者の場合

ア 小分けに関する課程については、有機の格付の表示がされた物資の受入れ及び保管、小分け前の格付の表示の確認、小分けの方法、小分けに使用する機械及び器具に関すること

イ 格付の表示に関する課程については、格付の表示、荷口の出荷又は処分、記録の作成及び保存に関すること

(5) 有機農産物及び有機農産物加工食品の輸入業者の場合

ア 輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程については、有機農産物及び有機農産物加工食品の受入れ、保管及び包装に関すること

イ 格付の表示に関する課程については、格付の表示、荷口の出荷又は処分、記録の作成及び保存に関すること

(問 1 2) 登録認定機関が実施する講習会において、登録認定機関が認定を受ける側と協力的な関係になりすぎると、中立的な認定業務に支障をきたすのではないですか。

(答)

講習会の内容は、J A S 制度に基づく有機食品の検査認証制度の趣旨や仕組みについて周知することにより、検査認証制度の信頼性を確保するために行うものです。従って、中立的な認定業務に支障をきたすものではありません。

(問 1 3) 登録認定機関は、認定生産行程管理者等の調査をどのくらいの頻度で行うのですか。

(答)

認定した事業者が認定の技術的基準に適合していること並びに格付及び格付の表示を適

切に実施していることを確認するために、調査を年1回以上行うことが必要であり、原則として認定日又は前回の調査日から1年以内に行う必要があります。

なお、特に調査を行う必要があると認めた場合はその都度調査を行うこととなります。

3 認定の業務に従事する者

(問14) 登録認定機関の長は検査員又は判定員を兼任することはできますか。

(答)

登録認定機関の長が検査員又は判定員を兼任することはできます。ただし、当然ながら、検査業務又は判定業務に長の影響力を行使することなく、公正な検査又は判定を行うことが必要です。

4 登録認定機関の監督

(問15) 登録認定機関に対する監査はどのように行われるのですか。

(答)

登録認定機関に対する監査は、当該登録認定機関が業務規程に基づいて適切な認定業務を行っているかどうかについて、その所在地を管轄する独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が年1回以上出向いて行うこととしています。監査の日程、内容等については、管轄する独立行政法人農林水産消費安全技術センターから当該登録認定機関に事前に連絡することとしています。また、監査に当たっては、認定業務に係る検査報告書等の記録、各種規程、収支予算・決算などの書類等が必要となります。

(問16) 認定生産行程管理者のほ場や工場について、抜き打ち監査をする必要があるのではないですか。

(答)

登録認定機関は、認定した生産行程管理者等について、年に一回以上調査をすることとなっています。なお、特に必要があると認めた場合には抜き打ちで調査を行うこともあります。

(問17) 地方公共団体も国の監査を受けるのですか。

(答)

地方公共団体が登録認定機関であっても、業務の適正な実施を確保するため監査を受

けることとなります。

II 有機農産物の生産行程管理者

(問18) 有機農産物の認定生産行程管理者はどのようなことを行うのですか。

(答)

有機農産物の認定生産行程管理者は、それぞれのほ場ごとの生産行程を管理又は把握するとともに、その記録を作成し、そこで生産される農林物資について格付を行うことにより、格付の表示（有機JASマーク）を付することができます。

(問19) 同一ほ場で一年間に3～4作する場合、1作毎に認定申請が必要ですか。

(答)

認定はほ場ごとに行われることから、一度認定を受ければ一年間に何作してもかまいません。

(問20) 認定されたほ場について有効期間はありますか。

(答)

認定ほ場について、認定の有効期限は定められていません。ただし、認定後は1年に1回以上登録認定機関による調査を受け、JAS規格に定める「ほ場又は採取場」の基準に適合していることの確認を受ける必要があります。

なお、以下の場合には登録認定機関により生産行程管理者の認定が取消されることとなります。

- (1) 事前に格付の表示を付した農林物資を譲渡、陳列した場合、不適正な格付の表示を除去・抹消しなかった場合、不適正な格付の表示を付した場合、又は格付の表示と紛らわしい表示を付した場合並びに包装資材等の再使用の制限の規定に違反したとき。
- (2) 認定の技術的基準に適合しなくなったとき。
- (3) 法第19条の2の規定に基づいて農林水産大臣が行う改善命令又は格付の表示の除去若しくは抹消命令に違反したとき。
- (4) 法第20条第2項の規定に基づいて農林水産大臣が行う報告の求めに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づいて農林水産省の職員が行う検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (5) 不正な手段により認定を受けたとき。

(問 2 1) 有機農産物の生産行程管理担当者と格付担当者の兼務は可能ですか。

(答)

それぞれの業務を適正に実施するためには、生産行程管理担当者と格付担当者は別の者であることが望ましいのですが、認定を受けるほ場の数が少なかったり面積が小さいなど、同一人で両業務を行うことが可能であると登録認定機関が認めた場合にあつては、生産行程管理担当者と格付担当者を兼務することが可能です。

(問 2 2) ほ場の数、分散の状況等に応じて適正な管理又は把握を行うのに十分な生産行程管理担当者の数はどのように算出すればよいですか。

(答)

ほ場の数や分散の状況等により異なりますが、一般的には、生産行程管理担当者一人が一年間で生産行程を管理又は把握できるほ場の数を算出し、全ほ場数をその数で除した人数以上いけばよいこととなります。

(問 2 3) 「当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認」とはどのように確認すればよいのですか。

(答)

当該生産荷口とその生産に係る管理記録との照合により確認を行うものです。

(問 2 4) 認定生産行程管理者の認定前に収穫を終えており保存している農産物や、認定前から栽培されている農産物に、有機 J A S マークを付けることができますか。

(答)

登録認定機関は、農産物の栽培時や収穫後であっても生産行程管理者の認定を行うことは可能です。この場合、登録認定機関は通常認定と同様にほ場の条件等生産の方法についての基準など有機農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準に基づき検査を行い、その際、栽培中や既に収穫された農産物がある場合には生産行程管理記録・保管の状況等から当該農産物が有機 J A S に適合しているかどうか確認することを含めて生産行程管理体制を検査することが必要となります。

こうした認定を受けた生産行程管理者は、認定時に収穫を終えて貯蔵している農産物や栽培中であつた農産物についても、自らの責任で農産物を有機 J A S 規格に基づいて格付けし、有機 J A S マークを付けることができます。

Ⅲ 有機加工食品の生産行程管理者

(問 25) スーパーマーケットにおいて有機野菜を原料にして野菜サラダ等を作る場合、有機 J A S マークを付けるためには、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。

(答)

野菜サラダ等複数の農産物をカットして、それらを混合し一つの商品（有機野菜サラダ等）としたものは有機加工食品に該当することとなり、これに有機 J A S マークを付けて販売するためには、当該事例の場合、加工を行う者が有機加工食品の認定生産行程管理者になる必要があります。

(問 26) 生産行程の管理は必ず一人で行わなければならないのですか。仮に何人かで行う場合、その全員が認定事業者となることが必要ですか。

(答)

- 1 生産行程の管理の方法は、必ずしも一人の者が行う必要はなく、
 - (1) 有機農産物等の生産行程を管理する全ての者がグループを構成し、生産行程管理者として一体的認定を受けて生産行程を管理する方法
例－①生産農家や精米施設等がグループを構成する場合
②製造工場や包装工場等がグループを構成する場合
なお、この場合、認定申請時において、認定申請書上、グループに含まれる全ての者について、J A S 法施行規則第 28 条第 1 号に規定する「氏名又は名称及び住所」を明記することが必要となります。
 - (2) 有機農産物の生産農家又は有機加工食品を製造する者が生産行程管理者となり、生産行程の一部を自ら管理するとともに、それ以外の生産行程の管理を他の者に委託して生産行程の管理を行う方法（いわゆる外注管理。この場合でも、認定された生産農家又は製造業者自身による有機 J A S マークの貼付が必要。）
- 2 なお、生産農家や製造業者の認定は、ほ場又は事業所ごとに行われることとされていますが、生産行程の管理は、一体的認定を受けている場合であろうと、外注管理を行って認定を受ける場合であろうと、全て生産行程管理者の責任で行われます。そのため、生産行程に含まれる全てのほ場又は事業所は、認定事業者が生産行程を管理又は把握すべきほ場又は事業所として、認定時に特定しておく必要があります。（認定申請時において、認定申請書上、J A S 法施行規則第 28 条第 3 号に規定する記載事項として、生産行程に含まれる全ての「ほ場又は事業所の名称及び所在地」を明記する必要があり、生産行程に含まれるほ場又は事業所が追加、変更される場合には、登録認定機関に認定の変更の申請を行う必要があります。）

(問 27) 有機加工食品の認定外国生産行程管理者も、有機 J A S マークの付してある原材料を使用しなければ有機加工食品を生産し、販売することができないのですか。

(答)

J A S 法第 15 条の 2 第 2 項の規定により同等の制度を有する国として省令で定められた国において、その国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取極に基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、その生産基準や当該外国内における流通上の取扱い等について J A S 認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品と同等であることから、我が国において輸入された場合、認定輸入業者が有機 J A S マークを付することができます。

このため J A S 法第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づく農林水産省令で定めた「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」に所在する有機加工食品の認定外国生産行程管理者にあつては、当該国の格付制度により有機農産物又は有機農産物加工食品の格付された原材料（日本と当該同等国間で合意された取極に従い当該国以外の国で格付されたものを含む。）を使用して有機加工食品を製造又は加工することができます。

(問 28) 同等性を有している国の有機 J A S 認定事業者は、同等性を有している国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取極に基づき農産物及び農産物加工食品を格付して、有機 J A S マークを貼付することは可能ですか。

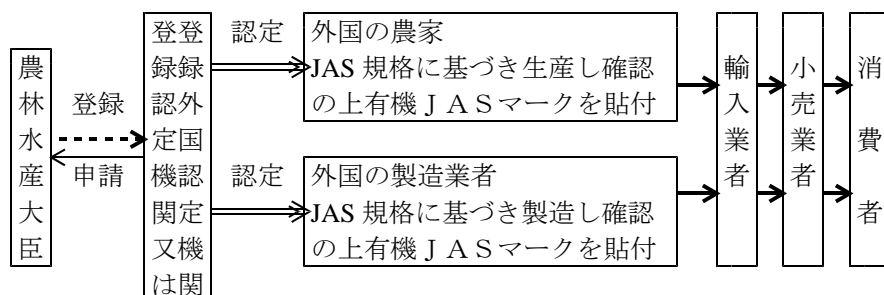
(答)

同等性を有している国の有機 J A S 認定事業者は、有機 J A S 規格に基づき格付した有機農産物及び有機農産物加工食品には有機 J A S マークを貼付することができます。

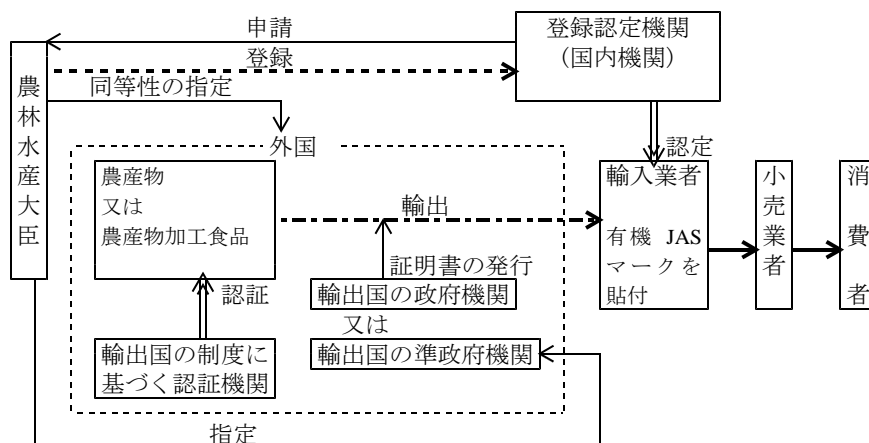
しかしながら、同等性を有している国の格付制度で格付された農産物及び農産物加工食品の場合には、有機 J A S マークを自ら貼付することはできません。同等性を有する国の格付制度に基づき格付した農産物及び農産物加工食品に有機 J A S マークを貼付できるのは、J A S 法第 15 条の 2 の規定に基づき格付の表示を行う我が国の認定輸入業者だけです。

(参考)

(1) 我が国の登録認定機関又は登録外国認定機関から認定を受けた外国製造業者等が生産、製造した有機食品に有機JASマークを貼付して流通させる方法



(2) 我が国の登録認定機関から認定を受けた輸入業者が有機JASマークを貼付して流通(有機農産物及び有機農産物加工食品に限る)



(問29) 有機納豆にたれ及びからしを添付して販売したい場合、納豆本体のほかたれ及びからしを含めて有機加工食品として考えればよいですか。

(答)

有機納豆にたれとからしを添付して販売する(有機納豆本体と混合されていない)場合、これらたれ及びからしは有機納豆に添付された別の加工食品とみなします。従って、納豆本体が有機加工食品であれば、「有機納豆」と表示することが可能です。

名称表示例：有機納豆(からし、たれ付き)注1

有機納豆(有機たれ付き)注2

注1 「からし」と「たれ」は有機食品でない場合

注2 「有機たれ」にも認定事業者が有機JASマークを付することが必要

IV 小分け業者

(問30) どのようなことを行う者が、有機の認定小分け業者の対象となるのですか。

(答)

- 1 小分けとは、一般的に「一度区分したものを更に小さく区分すること」であり、物資の形態を、裁断、仕分け等によって、より小さい単位に変化させることをいいます。
また、小さな単位で流通していたものを、まとめて箱詰め、袋詰めする等によって、より大きな単位に変化させることも小分け行為とみなされます。
- 2 JAS法上、認定小分け業者とは、小分けした物資にJASマークを再び貼付する者をいい、業態としては卸売、仲卸、小売り等いずれに属する者であってもなり得ます。
- 3 なお、複数の種類の食品を混合して小分け行為を行う場合には、複数の種類の食品を混合することによって新しい属性が付加され、加工行為とみなされることから、これらの行為を小分け業者の認定で行うことはできません（ただし、複数の有機野菜を箱詰めして有機野菜セットとするなど、消費者が混合した食品を別々に消費することが前提となっている場合には、新しい属性が付加されているとはみなされないことから、これらの行為は小分け業者の認定で行うことができます。）。
- 4 また、同じ種類の加工食品を混合して小分け行為を行う場合には、混合することによって新しい属性が付加されているとは見なされないことから、これらの行為は小分け業者の認定で行うことができます。ただし、茶等にあつて、異なる品種をブレンドすることで食味の向上を図ることを目的とする場合には、新しい属性が付加されたとみなし、加工食品の生産行程管理者の認定が必要です。

(問31) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合は、認定小分け業者になることが必要ですか。

(答)

この場合、認定小分け業者となることが必要でない場合と、必要になる場合があります。

(1) 認定小分け業者になることが必要でない場合

有機農産物をスーパーマーケットのバックヤード等で小分けする場合、有機農産物コーナーを設けることによりその他の農産物との混同を防止するなど、有機農産物とこれに付された有機JASマークの同一性を担保する措置がとられている場合において、有機農産物を箱から取り出して小分けし、当該空箱の有機JASマークを切り取って小分けした農産物に近接した場所に掲示して販売する場合には、新たに有機JASマークを付するものではありませんので、認定小分け業者になる必要はありません。（取り出した有機農産物を平積みする場合、皿に盛る場合、袋詰めする場合、容器に入れる場合、カットして販売する場合、カットしたものにラップをかける場合を含みます。）

ただし、この場合において、小分けされた有機農産物を入れた容器・包装上に「有機」、「オーガニック」等の文字を表示することはできません。これは、「有機」等の表示は、常に有機JASマークの表示と一体的に行う必要があるところ、このケースでは消費者が小分けした商品を持ち運ぶことによって掲示された有機JASマークと容器・包装上の「有機」等の表示の一体性が保てなくなってしまうためです。したがって、認定小分け業者とならずに「有機」等の表示を行いたい場合には、掲示した有機JASマークの近接した場所にポップ等で「有機」等と表示して下さい。

(2) 認定小分け業者になることが必要な場合

小分けした有機農産物の容器・包装上に「有機」、「オーガニック」等と表示したいという場合には、容器・包装上に新たに有機JASマークを付す必要がありますが、このように小分けした有機農産物（カットして販売する場合を含む。）又はそれらの容器・包装に新たに有機JASマークを付す必要がある場合には、認定小分け業者になって頂く必要があります。

(問32) 有機JASマークの付してある玄米を精米にして小分けした袋や有機米どうしを混ぜ合わせた袋に有機JASマークを付けて販売する場合、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか、認定小分け業者になることが必要ですか。

(答)

格付の表示を再貼付することとなるので、認定小分け業者になることが必要です。なお、袋に有機JASマークを付さない場合（店頭において、消費者が指定した有機JASマークが表示されている玄米を精米にして販売する場合等）は、認定小分け業者になる必要はありません。

(問33) 小分け業者における小分け担当者と格付表示担当者の兼務は可能ですか。

(答)

それぞれの業務を適正に実施するためには、小分け担当者と格付表示担当者は別の者であることが望ましいのですが、同一人で両業務を行うことが可能であると登録認定機関が認めた場合にあっては、小分け担当者と格付表示担当者を兼務することは可能です。

V 輸入業者

(問34) 輸入業者や小分け業者は、輸入した農産物や小分けする農産物等についての保管、小分け及び格付の表示を貼付する作業等を倉庫業者に委託することができますか。

(問)

格付の表示の貼付は認定事業者自らが行わなければならないことから、認定事業者となっていない倉庫業者に対して格付の表示の貼付を委託することはできません。仮に倉庫会社に、保管、小分け及び格付の表示を貼付する作業等を行わせる必要がある場合には、輸入業者あるいは小分け業者は倉庫業者と一体的に認定の審査を受け、認定輸入業者あるいは認定小分け業者とならなければなりません。

この場合、認定申請時において、JAS法施行規則第32条第1号及び第34条第1号に規定している「氏名又は名称及び住所」にグループ名を記載するとともに、その構成員である輸入業者あるいは小分け業者名と倉庫業者名等を併せて明記する必要があります。

(問35) 認定輸入業者が認定の範囲で行うことができる包装とは、どのようなものですか。

(答)

認定輸入業者は、輸入する指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことができます。その際、格付の表示を付すことができる包装や容器とは、原則として輸入されて来た状態の包装や容器に対して行うこととなりますが、輸入されてきた容器や包装が破損あるいは汚損している場合や国内における流通に適さない場合など、再度包装する必要がある場合や同等の容器に移し替える必要がある場合には、その新しい容器や包装に格付の表示を付すことができます。

なお、認定輸入業者は、輸入された指定農林物資を小分けしたり、ブレンド、精米、加工等を行うことはできません。

(問36) 外国語で「有機」の言葉が付してある農産物及び農産物加工食品を輸入し、日本語で有機の表示を付さない場合は、認定輸入業者となる必要はないのですか。

(答)

輸入した農産物及び農産物加工食品に英語で「Organic」や「ORGANIC」と表示されている場合は、有機農産物の日本農林規格第5条及び有機農産物加工食品の日本農林規格第5条に規定する「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」と紛らわしくなります

ので、認定輸入業者となって有機 J A S マークを付することが必要です。それ以外の外国語についても、「有機」「オーガニック」の商品であると消費者の商品選択を誤らせるような表示も同様に取り扱います。

(問 3 7) 同等性を有している A 国の制度に基づいて同等性を有していない B 国内で生産された有機食品を、A 国を経由して輸入した場合、A 国の証明書を基に有機 J A S マークを貼付することはできますか。

(答)

認定輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）を輸入して格付の表示（有機 J A S マークの貼付）を行うことができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限り限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しない B 国である指定農林物資については、認定輸入業者は格付の表示を行うことはできません。

(問 3 8) 我が国が同等性を認めている A 国で有機と格付された食品を、我が国が同等性を認めている B 国を経由して輸入した場合、当該食品に有機 J A S マークを貼付するためには、どの国の証明書が必要になりますか。

(答)

A 国内で生産及び格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）が、B 国を経由して日本に輸入される場合には、日本への輸出国である A 国の証明書が必要になります。

また、B 国に輸入され、新しい属性が付加され、日本に輸出される場合には、日本への輸出国である B 国の証明書が必要になります。

他方で、B 国に一旦輸入され、新しい属性が付加されずに日本に輸出される場合には、認定輸入業者は、①又は②のどちらかの書類を有することにより、J A S マークを貼付することが出来ます。

① A 国の政府機関が発行した証明書

② B 国の政府機関が発行した証明書及び当該指定農林物資に係る生産行程管理者の認定に相当する行為を行った A 国の機関の名称及び住所がわかる書類

A 国の機関の名称及び住所がわかる書類としては、A 国の機関が発行した A 国の生産行程管理者と B 国の事業者との取引証明書などが該当します。

なお、新しい属性が付加されるか否かの判断に当たり、茶等にあつて、品質の向上を図ることを目的として異なる品種をブレンド等する場合については、新しい属性が付加されたとみなされ、B 国の政府機関が発行した証明書が必要となります。

VI 日本農林規格

(問 39) 有機表示の規制はどのような内容ですか。

(答)

- 1 農産物又はこれを原材料とする加工食品については、認定を受けた事業者により有機 J A S マークが付されていない場合には、有機農産物又は有機農産物加工食品である旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示を付することはできないというものです。
- 2 また、有機農産物又は有機農産物加工食品である旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示が付してある輸入農産物又は輸入加工食品についても、有機 J A S マークが付されているものでなければ、輸入業者が販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列することはできません。

(問 40) J A S 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」は、どのように決められ、どのように公表されるのですか。

(答)

これらの同等の格付の制度を有する国は、各国からの要請に応じて農林水産省が国ごとに審査し、その結果、当該国の制度の同等性が認められれば、農林水産省令により随時公示します（公示されている外国名は農林水産省のホームページに掲載しております）。

なお、同等性とは、当該同等国の有機格付制度が有機 J A S 制度と全く同一であることを担保するのではなく、有機 J A S 制度及び国際基準と異なる部分に関しては、日本及び当該同等国間で取極を結び、有機 J A S 制度と同様の運用が行われるよう担保しております。

1 有機農産物の日本農林規格

(第 2 条関係)

(問 41) 「農業の自然循環機能」とは、どのようなことですか。

(答)

「農業の自然循環機能」とは、食料・農業・農村基本法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 106 号）の中で「農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。」とされています。

(問 4 2) 有機農産物の日本農林規格に「きのこ類」が追加されたのはなぜですか。

(答)

きのこ類については、特色ある生産方法により生産された製品であることを示すための基準が存在しておらず、

- ① 生産者は付加価値が存在する旨の表示についての信頼確保が困難。
- ② 消費者は付加価値が存在する商品の選択が困難。

などの状況があり、生産者や消費者の両者から、我が国で一般的なシイタケ等の木材腐朽菌きのこ類を対象として欲しい旨の要望があり、平成18年の改正において、きのこ類を対象として追加することとしたものです。

(問 4 3) 採取場で採取される農産物にはどのようなものがありますか。

(答)

休耕地、畦等で自生している農産物であり、山菜、きのこ、木イチゴなどが該当します。なお、栽培管理されている山や林地等については、採取場ではなくほ場に該当します。

(問 4 4) なぜ、自生しているものまで含めるのですか。

(答)

自生しているものについても、農薬散布等の影響を受ける可能性がある一方、農薬散布等の影響を受けていないことが確認されているものは、有機農産物として差別化して流通、消費するニーズがあるためです。

(第3条関係)

(問 4 5) 使用禁止資材として、土壌又は植物に施されるその他の資材という規定がありますが、具体的にはどのようなものを指すのですか。

(答)

- 1 平成17年度の改正により、使用禁止資材として、肥料や農薬以外にも土壌又は植物に施されるその他の資材（ただし、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）という項目が加えられました。
- 2 有機栽培を行うにあたっては、改正が行われる以前から肥料や農薬以外の農業用資材についても、化学的に合成された物質が添加されており植物や土壌に施す又は接触することにより有機農産物や有機のほ場を汚染する恐れがある資材については、当然のこととしてその使用を認めていなかったところですが、認定事業者等の関係者に対

してその旨周知徹底するため明文化されたところです。

- 3 化学的に合成されている物質が添加されている場合に使用できないその他の資材としては、土壌に鋤き込むことを前提として使用されるシーダーテープ、チェーンポット、マルチ資材や植物に直接施す花粉の増量剤、ほ場に散布する融雪剤等の資材が考えられます。
- 4 しかしながら、使用後に取り除かれるビニールマルチやビニールハウスに使用されるビニール、支柱やネット、誘引テープ等の資材は使用禁止資材には該当しません。

(問 4 6) 水耕栽培、ロックウール栽培、ポット栽培で栽培した農産物は規格の適用の対象となりますか。

(答)

有機農産物の日本農林規格は、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させることを生産の原則として定められていることから、水耕栽培及びロックウール栽培の農産物は規格に適合しません。したがって、有機 J A S マークを付すことはできませんし、指定農林物資に該当するため有機の表示もできません。

ただし、ポット栽培には、認定を受けた自らのほ場において土作りが行われた土壌を活用し、その認定を受けたほ場で栽培するのであれば適用の対象となります。

(問 4 7) れき耕栽培わさびは規格の適用の対象となりますか。

(答)

れき耕栽培わさびについては、石で根を固定し、できるだけ土を除いた環境で栽培されており、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるという有機農産物の生産の原則に適合しないことから、有機農産物の対象とはなりません。したがって、有機 J A S マークを付すことはできませんし、指定農林物資に該当するため有機の表示もできません。ただし、畑わさび等ほ場において採取されるものは対象となります。

(問 4 8) 農産物を製造、加工したものは有機農産物の日本農林規格の対象とは思われませんが、製造、加工したものとはどの程度のものまでを指していますか。精米も加工に含まれますか。

(答)

製造、加工か否かの判断は、当該農産物に加えられた行為等の事情を考慮し、社会通念に照らして判断されることとなります(具体的には、「製造」とは、その原料として使用したものは本質的に異なる新たなものを作り出すこと。「加工」とは、あるものを原

材料として、その本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること。)。農産物の場合、加工の概念に即していくつかを例示すれば、例えば加熱、味付け、粉挽き、搾汁、塩蔵などは「加工」に当たると考えられるのに対し、単なる切断や輸送、貯蔵のための乾燥などは加工に当たらないと解されます。ただし、加工食品品質表示基準で示される切り干し大根、干し柿、干し芋、ハーブティ（乾燥ハーブ）は加工に該当します。

また、精米工程は加工に当たらないことから、精米は生鮮食品品質表示基準にありあり有機農産物の日本農林規格の対象となります。

(問 49) 農家が自分で生産した有機農産物を加工し、有機加工食品として販売する場合、有機農産物の認定生産行程管理者に加え、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。

(答)

有機加工食品の認定生産行程管理者にもなることが必要です。

(問 50) 茶葉を緑茶の荒茶として格付する場合や米ぬかを格付する場合、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。

(答)

- 1 通常、農家で生産された茶の葉は酵素による変色等を防ぐため、直ちに火入れをして荒茶に調製する必要があることから、当該工程は茶葉の調製工程と見なされます。したがって、有機農産物の認定生産行程管理者は荒茶に対して有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をすることができます。ただし、農家が、調製した荒茶をそのまま消費者に販売するために有機表示を行う場合や茶の葉の生産を自ら行わず、農家から購入し、荒茶を製造し、有機表示を行う場合は、有機加工食品の認定生産行程管理者になり有機加工食品の日本農林規格に基づき有機表示することが必要なため、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。
- 2 また、米ぬかは生鮮食品である精米を調製する工程で生産される物資であるため、米ぬかを生産した有機農産物の生産行程管理者が有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をすることができます。

(第4条関係)

(問51) ほ場等の条件について、有機的な管理を開始したとみなされる時点はどの時点ですか。

(答)

- 1 多年生作物については、禁止資材の使用を中止した時点をもって有機的な管理を開始したとみなします。
- 2 これに対して、多年生作物以外の作物については、禁止資材の使用を中止した時点において栽培されている作物がない場合には、その時点をもって有機的な管理を開始したとみなしますが、禁止資材の使用を中止した時点において栽培されている作物がある場合には、その作物を有機的な管理下におかれた作物とみなすことはできないことから、その作物が収穫された（あるいは刈り取られた）時点をもって有機的な管理を開始したとみなします。

(問52) 転換期間中有機との表示をするために、同一のほ場で転換期間中の栽培と慣行栽培を繰り返すことは可能ですか。

(答)

慣行栽培から有機栽培への転換は、転換後も継続的に有機栽培を実施することが前提となっており、コーデックスガイドラインに示されているとおり、転換期間中の栽培と慣行栽培を繰り返すことはできません。

ただし、自然災害、圃場整備その他やむを得ない事情があり、繰り返しが一時的なものであると登録認定機関が判断した場合はこの限りではありません。

(問53) 区画整理を伴う土地改良事業実施地区における有機認定ほ場の取扱いはどうなりますか。

(答)

区画整理（畦畔除去等簡易なものを除く）を伴う土地改良事業実施前に有機認定を受けたほ場であっても、当該認定は継続せず、改めて認定を取得する必要があります。また、区画整理を伴う土地改良事業実施前に認定ほ場の土を保管し、ほ場の整備後に客土として投入した場合であっても、改めて認定を取得する必要があります。

(問54) 「ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置が講じられていること。」とありますが、具体的にどのように判断するのですか。

(答)

有機農産物の栽培にあたっては、使用禁止資材の飛来、流入を防止することを目的として、ほ場を区分するための措置を講じることが必要です。これらの具体的な判断は、ほ場の置かれている状況により異なることから、登録認定機関が判断することになります。例えば、慣行栽培するほ場との距離、道路等によるほ場の区分、防風ネットの設置、境界域での作物栽培等による緩衝地帯の整備、降雨時の慣行ほ場からの雨水の流入を防止する畔の整備等が要件として考えられます。

(問55) 航空防除対象地域の場合はどうに対応すればよいのですか。

(答)

航空防除を行う地区の実施主体に申し入れをし、防除の対象から外してもらい、かつ、農薬の飛来防止策を講じていることが必要です。

(問56) 航空防除対象地域からの農薬の飛来防止策についてどのように確認しますか。

(答)

当該ほ場が航空防除の対象外となっても、防除は周辺で行われることから、地形や風向き等の条件下での適切な飛来防止策が講じられているかどうか、どのように航空防除がなされるか等を勘案し、登録認定機関が判断します。

(問57) 使用禁止資材の流入を防ぐため、特に用水への使用禁止資材の混入を防止するための必要な措置とは、具体的にどのようなことですか。

(答)

①河川・用水路（ただし、排水兼用水路は除く。）から取水した用水②井戸水③沼池から取水した用水等を利用する場合は、使用禁止資材混入防止のための措置を講じる必要はありません。慣行栽培ほ場を通過した水を用水として利用する場合は、有機栽培ほ場に用水が流入する前に浄化水田に一時的に貯留するなどにより、有機栽培ほ場に使用禁止資材が流入しない措置を講じることが必要となります。

(問58) 多年生の植物から収穫される農産物とは、どのような作物ですか。

(答)

多年生の植物とは、開花、結実しても枯死せずに株の全体又は一部が生き残り、長年にわたって生育、開花を繰り返す作物のことで、果樹、茶木、アスパラガス等があります。

(問59) なぜ、「開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場」が転換期間の短縮の条件となり得るのですか。

(答)

2年以上休耕になっているなどの場合で、その間使用禁止資材が使用されていないことが確認されている場合には、その後12か月以上有機農産物の生産の基準に従った肥培管理等を行った場合、通算して3年以上使用禁止資材が施用されていないこととなるためです。

(問60) 有機農産物を栽培しているほ場が他のほ場の農薬散布の影響を受けた場合はその農産物はどうなりますか。

(答)

農薬散布による飛散又は流入の影響は、当該ほ場の地理的条件、地域の気象条件等によって異なりますが、有機農産物の日本農林規格別表2に掲げられている以外の農薬の飛散又は流入を受けたことが確認されれば、当該ほ場における農産物は有機農産物ではなくなります。

(問61) 輸入貨物の木材こん包材に対する植物検疫措置が実施されると聞きましたが、有機農産物の取り扱いはどうなりますか。

(答)

この検疫措置は輸出国における消毒処理を前提とされており、国際基準に従った消毒処理がなされ処理済表示が付された木材こん包材については、植物検疫の対象とされないこととなります。このため、有機農産物等の輸出にあたっては、処理済み表示が付された木材こん包材(パレット、木箱、木枠等)を用い、有機農産物等との直接の接触を避けるなどの適切な措置をとり、有機性を確実に担保して有機農産物等を流通させることは可能です。

また、処理済表示が付されていない木材こん包材については、輸入検査があり、薬剤に

よる汚染が予想されますので避けることが適切です。

なお、有機農産物等と木材こん包材とが直接接触し、薬剤等の混入があれば、当然、JAS法第19条の12の規定に基づき、格付の表示を除去し、又は抹消しなければなりません。

(問62) 穂木、台木とは、どのようなものですか。

(答)

穂木とは、接木（つぎき）の台（台木）につぐ芽のことをいいます。

台木とは、接木（つぎき）で、根のある方の植物のことをいいます。

(問63) 「植物体の全部又は一部」の一部とは、どのようなものですか。

(答)

さといもやさつまいもの茎、種イモなどをいいます。

(問64) 有機ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の基準における種子繁殖する品種と栄養繁殖する品種は、どのようなものが該当するのですか。また、最も若齢な苗等とは、どのような苗を指すのですか。

(答)

- 1 ここていう種子繁殖する品種とは、種子から栽培することが可能な品種を指しますが、種子から栽培したのでは農産物としての重要な特徴が失われるため、通常は挿し木等の方法により繁殖させるものは除きます。例えば、米、麦などの穀類、ほうれんそう、トマト等の大部分の葉菜類・果菜類（いちごを除く）などが該当します。
- 2 また、ここていう栄養繁殖する品種とは、種子から栽培することが不可能な品種、及び種子から栽培したのでは農産物としての重要な特徴が失われるため、通常は挿し木等の方法により繁殖させるものを指します。例えば、果樹類、芋類、茶木などが該当します。
- 3 栄養繁殖する品種では、有機や使用禁止資材が使用されていない苗等の入手が困難な場合にあつては、販売されている苗等のうち最も若齢な苗等のみ使用することができますが、ここていう最も若齢な苗等とは、果樹ていう穂木やこんにやくていう生子など、入手可能な最も若い苗等を指します。有機農産物の栽培にあつては、有機の種苗を使用することが必要ですが、これらが入手できない場合にあつても、このような最も若い苗等を使用し、有機の条件下で管理されている期間を可能な限り長くする必要がありません。

(問65) 食用新芽とは、どのようなものを指すのですか。

(答)

- 1 有機栽培により食用新芽の生産を行う場合には、「ほ場に使用する種子、苗等又は種菌」の基準における、有機の種子及び苗等の入手が困難な場合の規定が適用されないことから、有機の種子及び苗等を用いて食用新芽の生産を行わなければ有機の格付はできないこととなります。
- 2 ここでいう食用新芽とは、有機ほ場の生産力を発揮させることなく、は種する種子又は植え付ける苗等有する生産力のみで生産される農産物を指します。
具体的には、種子に蓄えられた生産力により生産される貝割れ大根、豆苗、もやし等のスプラウト類や、苗木や穂木に蓄えられた生産力により生産されるタラの芽、茶といった新芽類が該当します（ただし、植え付けた作期における食用新芽の生産を目的としている場合に限り、植え付けた作期においては収穫せずに有機ほ場において養生し、翌期以降に収穫する場合には、有機の格付をすることが可能です。）。

(問66) 通常の方法によっては入手が困難な場合に有機の栽培に使用できる種苗の基準が改正されましたが、その理由はなぜですか。

(答)

- 1 改正前の規格では、「通常の方法によっては入手困難な場合にはこの限りではない」と規定されていたことから、有機種苗が入手困難な場合に使用できる種子や苗がどのようなものであるか不明確であるため、慣行ほ場で花芽が付くほど大きく育てたり栄養成分を十分に蓄えた苗などを有機ほ場に植え、当該農産物の全生育期間のごく一部の期間で有機栽培を行うことで有機農産物とされる例が散見されていました。
- 2 このような方法で生産された有機農産物は、消費者が期待する有機農産物とは乖離しているため、国際的な有機の基準であるコーデックスガイドライン（FAO/WHO合同委員会であるコーデックス委員会により採択）の規定に従い、有機農産物の栽培において使用できる種や苗の規定を明確化したところです。

具体的には、有機の種苗の入手が困難な場合には、使用禁止資材が使用されていない種子及び苗等を使うことができますが、その入手も困難な場合は、一般の種子及び苗等の使用が可能です。しかしながら、やむを得ず一般の種子及び苗等を使用する場合であっても、可能な限り有機管理されていない期間を短くするため、種子繁殖の品種は種子を、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢な苗等を使用することと規定しているところです。

また、食用新芽（貝割れ大根やウド等）の生産を目的とする場合には、食用新芽は主として植物体に蓄えた栄養で生長し土壌の栄養を必要としないことから、本号で規定する通常の方法によっては入手困難な場合の例外規定の適用外であることを明確化しているところです。

3 しかしながら、我が国の有機農業においては、有機の育苗技術が十分に普及・定着している状況にはないことから、現状では慣行生産苗を購入して使用している例も多く、今回改正された新しい規定を直ちに適用することは困難であることを踏まえ、附則において経過措置として、当分の間、目途としては5年後の規格見直しまでの間は従前の取扱いを可能とすることとしているところです。

(問67) 「通常の方法によってはその入手が困難な場合」とは、どのような場合ですか。

(答)

- 1 「通常の方法によってはその入手が困難な場合」とは、例えば、有機農産物の種子又は苗等の販売数量が著しく僅少である場合や価格が著しく高い場合などが該当します。
- 2 なお、これはあくまで例外的な措置として認められているものであり、本来は有機農産物の種子又は苗等を使用しなければならない(すなわち、種子又は苗等の段階から有機農産物の日本農林規格第4条の事項「ほ場に使用する種子、植付ける苗等又は種菌」の基準の1に規定されている原則に適合しなければならない。)ことは言うまでもありません。
- 3 また、当該種子又は苗等が入手困難な場合であると考えられ、やむを得ず有機農産物の種子又は苗等以外のものを使用せざるを得ない場合であっても、入手可能な最も若齢の苗等を使用するとともに、導入後は、有機農産物の日本農林規格の基準に適合した生産行程の管理を行う必要があります。

(問68) 「生物の機能を活用した方法」とは、どのような方法ですか。

(答)

土壌中に存在する生物(ミミズ、昆虫、微生物)の活性は土の肥沃さの要因にもなっており、これら生物による有機物の分解や生物の物質循環による土壌の性質改善のことをいいます。

(問69) 「生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合」とは、どのような場合ですか。

(答)

作物の栄養成分の不足により当該作物の正常な生育が維持できない場合をいいます。

(問70) きのか類においては、どのような栽培方法が対象となるのですか。

(答)

本規格においては、従来からの有機農産物と同様に、きのか類についても「土」のある場所（ほ場）での栽培が前提です。

きのか類の栽培方法は大きく分類して、原木栽培、たい肥栽培、菌床栽培の3種類がありますが、いずれも「土の上」や「土中」での栽培が対象となります。自然林等にあるほだ場だけでなく、ビニールハウス等での施設栽培も対象となりますが、施設内においても「土の上」や「土中」での栽培が対象となります。

なお、空調設備をもった半閉鎖系施設での栽培は、自然循環機能の維持増進を図り、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法にはあたらないことから、本規格の対象となりません。気象条件などに応じて施設内を換気したり、加温することは可能です。ただし、施設内を加温する場合には、林内管理等の際に生じた間伐材や廃ほだなどを活用することが求められます。

たい肥栽培で、稲わらなどを原料としたたい肥を植菌前に蒸気等で殺菌することは可能です。

菌床栽培においても、菌床への植菌前に蒸気滅菌することは可能です。その後の培養については、土中埋設あるいはほ場の上に菌床を置いて栽培するものが対象です。

(問71) きのか類の栽培において、ほだ場やハウス等の施設内についても転換期間が必要ですか。

(答)

ほだ場等はきのか栽培における「ほ場」にあたり、種菌の植え付け前2年以上の転換期間が必要です。ただし、開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場で新たにきのか類の栽培を開始した場合は、転換期間を種菌の植え付け前1年以上に短縮できます。

(問72) 第4条の表ほ場における肥培管理の項の第2項の(2)の樹木に由来する以外の資材のア 農産物、イ 加工食品、ウ 飼料は有機JASマーク(格付)が貼付なされたものでないと使用してはいけないのですか。

(答)

有機農産物のJAS規格等の生産基準に従って生産され、格付された有機農産物等の副産物(有機米の稲わらや米ぬかなど)を資材として利用することができます。

よって、必ずしも格付の表示がされている必要はありませんが、有機農産物等由来であることを確認して使用する必要があります。

(問 7 3) 第 4 条の表ほ場における肥培管理の項の第 2 項の「たい肥栽培きのこの生産において、これらの資材が入手困難な場合」とはどのようなことをいうのですか。

(答)

たい肥栽培きのこの生産の場合には、有機農産物等の生産実績がない、あるいは非常に少なく、たい肥栽培に必要とする量が手当てできない場合です。

(問 7 4) 種菌はどのようなものが使用できますか。

(答)

種菌は、「きのこの菌床製造管理基準」(4 林野産第 3 8 号林野庁通達) で定義された、きのこ栽培用の種(タネ)として使用することを目的とした菌体および培養物で、その種の菌糸が純粋に、かつ適度な条件下で培養されたもののうち菌床を含めないものが使用できます。また、種菌を製造する資材は、「ほ場に使用する種子、苗等又は種菌」の基準によるとおり、有機農産物の生産の方法に従って生産された資材を使用します。

(問 7 5) 耕種的、物理的、生物的防除方法とは、どのような方法ですか。

(答)

- (1) 耕種的防除とは、作物を栽培するときに普通に実行される耕種手段の内容を変更することによって、有害動植物の防除を行う方法で、具体的には次のような方法です。
- ①抵抗性品種の栽培②抵抗性台木の利用③健全種苗の利用④混植、輪作、田畑転換⑤灌漑⑥耕起・中耕⑦被覆植物の利用⑧作期移動による回避等
- (2) 物理的防除とは、重力、光、熱、音のような物理的性質を利用して有害動植物を防除する方法で、具体的には次のような方法です。
- ①種子の比重選②光線の遮断③誘蛾灯・防蛾灯の利用④プラスチックテープの利用⑤種子の温湯消毒⑥土壌の太陽熱又は蒸気利用による消毒⑦爆音等音の利用⑧電流の利用⑨ネットの利用等
- (3) 生物的防除とは、生物間の相互作用を利用して有害動植物を防除する方法で、具体的には次のような方法です(なお、農薬取締法等関係法令により定められた規定を遵守する必要があります)。
- ①拮抗微生物の利用②補食性及び寄生性天敵の利用③小動物の利用等

(問 7 6) 「作目及び品種の選定」とは、どのようなことをいうのですか。

(答)

「作目及び品種の選定」とは、その地域の土壌や気象に合った作目や品種を選定したり、有害動植物に対し抵抗性のある作目や品種を選定することや、連作による地力の低下や有害動植物の発生を抑制するため輪作、混植及び田畑転換を行いこれらを行うに当たっても適切な作目、品種の選定を行うことをいいます。

(問 7 7) 「作付け時期の調整」とは、どのようなことをいうのですか。

(答)

「作付け時期の調整」とは、作期を移動することにより有害動植物の活動最盛期を避け、それらの被害を抑制することをいいます。

(問 7 8) 「農産物に重大な損害が生じる危険が急迫している場合」とは、どのような場合ですか。

(答)

近接したほ場等又は当該ほ場内で有害動植物が発生しており、又はこれまでの経験から発生が相当の確度で予測され、これを放置しておくると当該農産物に多大な被害が予測される場合をいいます。

(問 7 9) 平成 1 7 年の改正において、生産の方法についての基準の中で、新たな事項として一般管理及び育苗管理の項が設けられたのはなぜですか。

(答)

- 1 改正前においても、有機栽培を行うに当たっては、肥料や農薬以外の収穫以前の栽培の管理についても、化学的に合成された物質が添加されており植物や土壌に施す又は接触することにより有機農産物や有機のほ場を汚染する恐れがある資材については、当然のことながらその使用を認めることはできなかったところですが、生産行程管理者等の関係者に対してその旨周知徹底するため、そのことを一般管理として明文化したところです。
- 2 また、育苗箱、育苗ポット等、有機ほ場以外において有機の育苗を行う場合における基準についても、改正前の規格においては不明確であったことから、育苗管理の項において明確化したところです。

(問 8 0) 古紙に由来するマルチ資材は、古紙の原材料に制限があるのですか。
基準で示している「製造工程」とは、最終の商品の生産に該当する行程
のことですか。
また、生分解性マルチは一般管理で使用可能ですか。

(答)

主に段ボール古紙を原材料とした脱墨パルプを使用した資材を想定しており、基準に示している「製造工程」とは、原材料の古紙を最終製品の農業資材にまで加工する行程を指します。

また、生分解性マルチは使用できません。

(問 8 1) 種子が帯状に封入された農業用資材について、コットンリントー由来に
限定したのはなぜですか。また、帯状ではなくシート状の資材の利用は可
能ですか。

(答)

種子が帯状に封入された農業用資材については、その素材としてポリビニルアルコール、コットンリントー及びパルプの三種類がありましたが、その中で、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないコットンリントー由来の再生繊維を原料とするもののみを使用可能資材としました。

なお、形状は種子を封入するために必要な幅の帯状の資材に限定しており、マルチ資材を兼ねるようなシート状の資材は該当しません。

(問 8 2) 種子消毒に別表 2 に掲げた農薬を使用できますか。

(答)

種子消毒した種子を土壌に施す場合には一般管理に該当します。一般管理では、「土壌、植物又は種菌に使用禁止資材を施さないこと」と規定されており、種子消毒には使用禁止資材ではない別表 2 に掲げられる農薬のみ使用できます。

(問 8 3) 種子の比重選に塩水を使用することはできますか。

(答)

種子の比重選を行うことは、一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たす食塩（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）を使用した塩水であれば、比重選に使用することができます。

(問 8 4) ほ場に海水を施用することは可能ですか。

(答)

ほ場に海水を施用することは、一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たす海水（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）であれば使用することができます。

(問 8 5) ほ場には、育苗箱や育苗床などの育苗する場所も含まれるのですか。

(答)

ほ場には、育苗箱や育苗ポット、育苗床などの育苗施設は含まれませんが、これらの施設で育苗を行う場合にあっては、有機農産物の日本農林規格の基準（育苗管理）に適合した生産行程の管理を行う必要があります。

(問 8 6) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準は、消費者の手に渡るまでの管理の基準ですか。

(答)

この基準は、認定事業者が収穫時から有機農産物を出荷するまでの基準です。

なお、出荷後から消費者の手に渡るまでの間においても慣行農産物との混合や使用禁止資材による汚染を避ける必要があります。この点は J A S 法第 1 9 条の 1 2 及び J A S 法施行規則第 7 2 条で規定されており、慣行栽培農産物との混合等が行われた場合には、認定事業者でない流通業者であっても格付の表示（有機 J A S マーク）を除去・抹消しなければならないこととなっています。

(問 8 7) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理での工程で使用する機械・器具等の洗浄に何が使用できますか。

(答)

機械・器具等の洗浄剤については特に定めていませんが、洗浄剤等の使用後はよく水で洗浄するなど、有機農産物を汚染しないよう配慮する必要があります。

(問 8 8) 品質の保持改善とは、どのようなことですか。

(答)

品質の保持とは、一定の品質を保ち品質の低下を抑えることで、例えば、窒素や二酸化炭素等を用いた鮮度保持技術などがあります。また、品質の改善とは、例えばエタノールを使用して柿の渋抜きを行うことなどです。

(別表 1 関係)

(問 8 9) 別表 1 に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。

(答)

別表 1 の肥料及び土壌改良資材については、コーデックスのガイドラインで使用可能なものとして明示されているものを基本として整理しています。

(問 9 0) 使用可能な資材であるかどうか、どのように判断すればよいのですか。

(答)

資材の製法は、原料供給や技術普及の状況により変化するものであるため、資材ごとに判断することになります。

具体的には

- ① 別表 1 に掲げられている資材であるかどうか
 - ② その資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないかどうか
 - ③ その資材の使用基準を満たしているかどうか
- を個別具体的に判断していくこととなります。

(問 9 1) やむを得ない場合に使用可能な肥料や農薬のリストが平成 1 7 年に見直された理由は何ですか。

(答)

有機食品に関する日本農林規格は、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」(以下「コーデックスガイドライン」という。)に準拠して定められたものであることから、やむを得ない場合に使用可能な肥料や農薬のリストについても、コーデックスガイドラインの改正内容との適合を図るとともに、

- ① 新たに登録された天然系農薬について、コーデックスガイドラインに適合している場合には、これを新たに規定する
- ② 魚毒性が高いなどの問題がある資材については削除する

③ 要望の強い資材について、消費者等の理解が得られたものについては追加するといった、改正が行われたところです。

(問92) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。

(答)

- 1 有機農産物の生産において、やむを得ない場合についてのみ使用することができる資材については、有機農産物のJAS規格の別表において列記されており、その資材の原材料の由来については同表の基準欄において示されているところです。
- 2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、JAS法施行令第10条において、使用することがやむを得ないものとして、農林水産大臣が定めたもの(平成12年7月14日農林水産省告示第1005号)以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。
例えば、この告示に規定されていないマシン油乳剤等については、有効成分が化学合成されたものは使用できません。
- 3 なお、有機JAS規格の別表に掲げられた資材を、使用に当たって必要な製剤化する等の調製を行う場合においても、肥料及び土壌改良資材並びに調整用等資材については、同規格第4条において「製造工程において化学的に合成された物質を添加していないものに限る」とされているところです。

(参考) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件(平成十二年農林水産省告示第千五号)

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。

一 農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤

二 肥料及び土壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

(問 9 3) 遺伝子組換え作物に由来するたい肥の使用は認められますか。

(答)

平成 1 8 年度の改正において「肥料等の原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。」と規定され、たい肥についても組換え DNA 技術の使用が明確に排除されることとなりました。

しかしながら、現状では植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品及び繊維産業からの農畜水産物由来の資材、発酵した食品廃棄物由来の資材のそれぞれについて、遺伝子組換え作物に由来していないことを確認することが現実的には難しい状況にあります。このため、これらの資材の活用が困難となることを考慮し、今回の改正では附則において、当分の間使用することができるとされています。

なお、ここで言う当分の間とは、有機農産物の J A S 規格の平成 2 3 年度の定期見直しの改正までの期間を指します。

(問 9 4) 平成 1 7 年の改正において、別表 1 の肥料及び土壌改良資材に使用できる食品製造業等に由来する有機質副産物の使用基準が改正されました。従来から使用可能であった食品製造業からの有機質副産物は使用できないのですか。

(答)

平成 1 7 年の改正において、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」は、有機溶剤による油の抽出を除き、防腐等のための化学的な処理をしないことが使用条件になりました。

このため、改正前の基準では使用可能であった食品として許可される範囲内での化学的な処理や食品添加物等を添加された食品製造業からの有機質副産物等は該当しません。

しかしながら、これらの有機質副産物等についても、他の物質を混入させることなく発酵させたものは、「発酵した食品廃棄物由来の資材」に該当するため使用可能です。

(問 9 5) 平成 1 7 年の改正において、有機農産物の J A S 規格の別表 1 から、魚かす粉末から蒸製骨粉までの資材が削除されていますが、これらの資材は有機農産物の栽培に使用できないのですか。

(答)

有機農産物の J A S 規格の別表 1 の内容を精査・整理したことに伴い、改正後のこれらの資材については、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」に含まれることとなります。

このため、同規格第 4 条の「ほ場における肥培管理」の項に記載されている基準を満た

し、かつ別表1の当該資材の基準に記されている、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。」の条件を満たしていれば、有機農産物の栽培に使用することができます。

(問96) 「貝化石肥料」は別表1の使用できる資材から削除されましたが使用できないのですか。

(答)

平成18年の改正において、別表1の肥料については、肥料の規定方法を肥料取締法の名称にかかわらず、できるだけ具体的にポジティブリスト化する規定ぶりに改めることとしました。このことから、「炭酸カルシウム肥料」を「炭酸カルシウム」と改めるとともに、「貝化石肥料」についても主成分が炭酸カルシウムと同一であることから、「炭酸カルシウム」として取扱うこととしたところです。従って、「貝化石肥料」は使用可能です。また、「サンゴ化石」についても使用可能です。

(問97) 「微量元素」とはどのような資材ですか。微量元素であれば合成されたものも使用できますか。

(答)

微量元素には、マンガン、ホウ素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン、塩素が含まれます。また、微量元素の基準は、微量元素以外の化学的に合成された物質を添加していないものであり、微量元素自体は化学合成されたものでも使用することができることから、「硫酸マンガン」や「硫酸亜鉛」等の化合物も使用することができます。

(問98) 「岩石を粉砕したもの」の使用基準として、「含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものではない」とは、どういう場合に該当しますか。

(答)

ほ場の土壌等が、岩石に含まれる有害重金属その他の有害物質に汚染されて環境上の影響が出ないように、環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準や農用地の土壌の汚染防止等に関する法律等の環境関係法令の基準値を参考とし、例えば「カドミウム」、「鉛」、「六価クロム」、「砒素」、「総水銀」、「アルキル水銀」、「銅」等の有害重金属や「放射性物質」、「アスベスト」等のその他の有害物質によって土壌及び大気等が汚染されない状態を想定しています。

(問 9 9) 「製糖産業の副産物」が別表 1 に掲載されていますが、製糖産業では一般的に化学処理工程があり、このような製造工程から得られる副産物は使用できないのではないですか。

(答)

製糖産業からの副産物については、コーデックスガイドラインに準拠しており、製糖工程における化学的処理の有無は問いません。ただし、製糖産業からの副産物に化学物質を添加したものは使用できません。

なお、製糖産業以外から産出される廃糖蜜は、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」として、その基準を満たせば使用可能です。

(問 1 0 0) その他の肥料及び土壌改良資材は、どのような資材が使用できるのですか。

(答)

- 1 有機農産物の栽培におけるほ場等の肥培管理は、当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥、あるいはその地域に生育する生物の機能を活用した方法のみによって行うことが原則であり、やむを得ない場合に使用できる肥料及び土壌改良資材についても別表 1 に掲げられた資材のみ使用できるとされています。
- 2 「その他の肥料及び土壌改良資材」は「この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる」ものです。
- 3 このため、当該項目に掲げられた基準を満たしている資材であっても、別表 1 に掲げられた他の資材で代替することが可能な資材については使用できず、別表 1 に掲げられた他の資材を使用しなければなりません。
- 4 また、農薬取締法に基づき特定防除資材に分類されるなど、病虫害の防除効果を有することが客観的に明らかである資材についても使用することはできません。

(問 1 0 1) 有機農産物の日本農林規格別表 1 にある、「他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材」に合致する資材であるか否か判断する基準は何ですか。

(答)

- 1 当該資材に合致する肥料及び土壌改良資材であるか否かの判断については、まず、有機農産物の日本農林規格第 4 条のほ場における肥培管理の項の基準を満たすととともに、当該規格の別表 1 に掲げられている以下の基準を満たす必要があります。

- ① 予定されている用途において、当該資材の使用が必要不可欠であり、別表1に掲げられている他の資材では、質的又は量的に代替されないこと
 - ② 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること(燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものに限る)
 - ③ 組換えDNA技術を用いて製造されていないこと
 - ④ 病虫害の防除効果を有することが客観的に明らかでないこと(農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会において薬効が認められたものでないこと)
- 2 また、1の基準を満たす資材についても、以下の内容に適合することが必要であり、これらの基準や条件を満たした資材についてのみ使用することができます。
- ① 当該資材の製造、使用及び廃棄が、環境及び生態系に対する悪影響の原因となり、又はそれに寄与するものではないこと
 - ② 人間又は動物の健康及び生活の質に及ぼす負の影響が最低限のものであること
 - ③ 当該資材の使用が、土壌システムのバランス、土壌の物理的特性及び水や空気の種類に対し悪影響を及ぼすものでないこと

(問102) 有機農産物の栽培に、下水処理汚泥は使用できますか。

(答)

汚泥を有機農産物の生産に使用する場合には、当該物質を使用する認定生産行程管理者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであり、化学的に合成された物質が一切含まれていないことを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。

(問103) 人糞を原料とした肥料は使用できますか。

(答)

別表1において、「たい肥化または発酵した排せつ物」については家畜及び家きんの排せつ物に由来するものに限定しています。

また、別表1に「たい肥化または発酵した排せつ物」が明示されていることから、人糞は「土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材」には該当しません。

したがって、人糞を使用することはできません。

(別表 2 関係)

(問 1 0 4) 別表 2 に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。

(答)

別表 2 の病害虫の防除用に使用できる農薬は、コーデックスのガイドラインで掲げられている資材の中で日本の農薬取締法に基づき登録されている農薬をリストアップしています。

(問 1 0 5) 「有機農産物の日本農林規格」の別表 2 の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。

(答)

コーデックスガイドラインの付属書 2 の表 2 のⅢにおいて、「生物学的病害虫防除に用いる微生物」は *Bacillus thuringiensis* (バチルス細菌)、顆粒症ウイルスなどの微生物(バクテリア、ウイルス、カビ類)であることとされていること、また、微生物が産出する物質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材として認められていない抗生物質等が含まれていることから、「天敵等生物農薬」については、天敵等の生物や微生物(生菌、死菌の別を問わない。)そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しないこととします。

具体的には、下記の農薬が「天敵等生物農薬」に該当します(平成 21 年 3 月現在)。

- ・ B T 水和剤、B T 粒剤(生菌、死菌を問わない)
- ・ ボーベリア ブロンニアティ剤
- ・ パーティシリウム レカニ水和剤
- ・ ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ乳剤
- ・ スタイナーネマ カーポカプサエ剤
- ・ スタイナーネマ グラセラライ剤
- ・ モナクロスポリウム フィマトパガム剤
- ・ パスツーリア ペネトランス水和剤
- ・ チリカブリダニ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ・ ミヤコカブリダニ剤
- ・ コレマンアブラバチ剤
- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤

- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ アリガタシマアザミウマ剤
- ・ ショクガタマバエ剤
- ・ タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・ ナミテントウ剤
- ・ ナミヒメハナカメムシ剤
- ・ ヤマトクサカゲロウ剤
- ・ チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ タラロマイセス フラバス水和剤
- ・ トリコデルマ アトロビリデ水和剤
- ・ アグロバクテリウム ラジオバクター剤
- ・ 非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤
- ・ シュードモナスフルオレッセンス剤
- ・ シュードモナスC A B－0 2水和剤
- ・ バチルス ズブチリス水和剤
- ・ ザントモナス キャンペストリス液剤
- ・ ドレクスレラ モノセラス剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・ コニオチリウム ミニタンス水和剤
- ・ チチュウカイツヤコバチ剤
- ・ バリオボラックス パラドクス水和剤
- ・ ペキロマイセス テヌイペス乳剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤
- ・ バチルス シンプレクス水和剤
- ・ チャバラアブラコバチ剤

(問106) 平成17年の有機農産物のJAS規格改正時の附則4にある「当分の間」の種子又は苗等の経過措置については、平成18年の改正で失効するのですか。

(答)

平成18年の改正では改正しておらず、従って当該附則4の種子又は苗等の経過措置は継続しています。当分の間とは、有機農産物JAS規格の平成23年度の定期見直しまでの期間を指します。

(問107) 育苗培土の粘度調整のための資材の利用は可能ですか。

(答)

タマネギ栽培において、苗を移植するためには、育苗培土に一定の粘度を与えることが必要です。しかしながら、現時点では粘度調整資材としては、天然物質又は天然物資由来のものが開発されておられません。こうした状況を踏まえ、タマネギ栽培においては、有機農産物の日本農林規格第4条の育苗管理の項及び別表1の規定に関わらず、平成23年12月31日までの間は、やむを得ず使用する場合に限り、粘度調整資材として、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものの使用を認めることとします。

2 有機加工食品の日本農林規格 (第2条関係)

(問108) なぜ加工方法を物理的又は生物の機能を利用した方法に限定するのですか。

(答)

原材料である有機食品の持つ特性が製造又は加工の過程で保持されるためには、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用いるのが適当であるためです。

なお、コーデックスのガイドラインでも同様の考え方をとっています。

(問109) 物理的又は生物の機能を利用した加工方法とは、具体的にどのような方法ですか。

(答)

物理的方法には、機械的方法を含み、粉碎、混合、成型、加熱・冷却、加圧・減圧、乾燥、分離（ろ過、遠心分離、圧搾、蒸留）等の加工方法をいいます。

生物の機能を利用した加工方法とは、カビ、酵母、細菌を利用した発酵等の方法をいいます。

この場合のカビ、酵母、細菌は、原材料とはみなされません。

(第3条、4条関係)

(問110) 平成18年の改正で、有機加工食品の定義はどのように改正されたのですか。

(答)

平成18年の改正では、有機加工食品の定義において、食品添加物（別表1に掲げられているものに限り使用可。）が非有機原料であることを明確に示すこととし、有機加工食品の原材料の非有機原料（非有機の農産物、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。））の重量に占める割合を5%以下と定義しました。

(現行)

有機加工食品			
有機原料	非有機原料	食品添加物	水・食塩
A	B	C	D
$\frac{B}{A+B+C} \times 100 \leq 5\%$ <p style="text-align: center;">※Dの水・食塩は除く</p>			



(改正後)

有機加工食品			
有機原料	非有機原料	食品添加物	水・食塩
A	B	C	D
$\frac{B+C}{A+B+C} \times 100 \leq 5\%$ <p style="text-align: center;">※Dの水・食塩は除く</p>			

(問 1 1 1) 原材料の配合をする場合、どのようなことに配慮すればいいのですか。

(答)

有機加工食品を製造するにあたっては、①有機加工食品の定義を満たすとともに、②原材料の使用重量割合として、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物を少なくとも95%以上使用することが必要です。

このことから、原料として配合する有機加工食品については、配合時に有機加工食品の原材料(有機農産物、有機畜産物)を考慮し、使用割合を算出する必要がありますので、購入先等から配合割合を入手し算出する必要があります。

なお、配合割合が入手困難な場合は、有機原料の重量の割合を一律95%で計算し、有機加工食品の定義を満たすことが必要です。

(問 1 1 2) 有機格付されたものを一般飲食物添加物として使用する場合は、有機原料としてカウントできるのですか。

(答)

有機格付された一般飲食物添加物は、有機原料としてカウントできます。

(問 1 1 3) 有機加工食品の有機原材料として、有機農産物加工酒類は使用可能ですか。

(答)

1. 酒類はJAS法の対象となる農林物資ではありませんが、有機加工食品のJAS規格に合致した原材料や生産行程で生産される場合に限り、有機加工食品の有機原材料としてカウントすることが可能です。
2. すなわち、有機酒粕を格付する有機JAS認定事業者が、その製造過程で生産される有機農産物加工酒類を自ら製造する有機加工食品の原料にする場合が該当します。

(問 1 1 4) 原材料は、格付の表示が付されているものに限られていますが、我が国の製造業者は、有機JAS基準と同等の制度を有すると認められた国におけるその国の制度に基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、格付表示がなくても、証明書等をもって原材料として使用できますか。

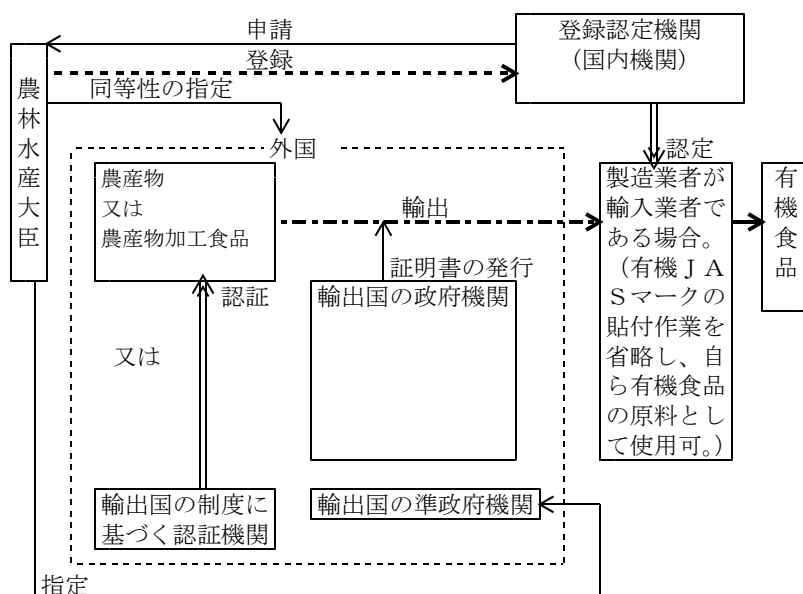
(答)

有機JAS制度と同等の制度を有すると認められた国において、その国の制度に基づき

認定を受けた有機農産物等（有機農産物及び有機農産物加工食品に限る。）で当該国政府等の証明書が添付されたものを有機である旨を表示して国内で流通・販売するためには、認定輸入業者が有機 J A S マークを貼付する必要があります。

また、有機加工食品の原材料とする場合には有機 J A S マーク（格付表示）が貼付されたものを使用することが必要です。

しかしながら、我が国の製造業者（有機 J A S 認定事業者）が有機 J A S の認定輸入業者となれば、同等国からの輸入有機農産物等について、有機 J A S 規格と同等の農産物等であることが当該国政府等から入手した証明書や管理記録をもって確認できるので、自ら有機食品を製造するために原材料として用いるものについては有機 J A S マークの貼付作業を省略し、それらを原材料として使用することは可能です。



(問 1 1 5) 原材料に加工助剤を含むとしたのはどうしてですか。

(答)

加工助剤にあっても、食品の化学的な変化が生じる場合があり、原材料である有機食品の持つ特性を保持するという原則に沿うためには、加工助剤についても使用可能なものを限定する必要があるためです。

(問 1 1 6) 有機加工食品の日本農林規格第 4 条の「原材料」の基準の 1 のただし書きは、格付を 2 回行うことを言っているのですか。

(答)

自ら原料である有機農産物を生産し、それを製造又は加工して有機加工食品とする場合、

法第14条による認定を受けて原料である有機農産物について格付をし、さらに最終製品である有機加工食品についても格付をする必要があります。

ただし、この場合の自ら生産し原材料として使用する有機農産物の格付に際しては、格付の表示を付す必要ありません。

(問117) 第4条原材料の項に規定されている「有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物」、「有機加工食品と同一の種類の加工食品」とは、具体的にどうやって判断するのですか。

(例：黒目大豆と白目大豆、枝豆と大豆、うるち米ともち米、トマトケチャップとトマトピューレー、煎茶と抹茶、こいくちしょうゆとうすくちしょうゆ)

(答)

具体的には個々に判断する必要がありますが、基本的には一般的な名称が同じものは同一と考えられます。

例にある黒目大豆と白目大豆は「大豆」という同一の作目に係る農産物になりますが、枝豆と大豆、うるち米ともち米は同一の作物に係る農産物になりません。

また、トマトケチャップとトマトピューレー、煎茶と抹茶、こいくちしょうゆとうすくちしょうゆは、同一の種類の加工食品にはなりません。

(問118) 遺伝子組換え技術によって得られるものとは、具体的にどのようなものをいうのですか。

(答)

遺伝子組換え技術により得られる作物及びこれを原材料として使用した加工品をいいます。遺伝子組換え技術により得られた農産物を家畜等の飼料とし、その家畜から得られた乳製品や食肉等のように間接的に得られたものは「遺伝子組換え技術により得られるもの」には含まれません。

(問119) 放射線照射がなされた食品かどうかは、具体的にどうやって確認すればよいのですか。

(答)

我が国において放射線の照射が認められているのは、発芽防止の目的で、ばれいしょに照射する場合に限られています。さらに放射線照射食品は、食品衛生法に基づく表示指導要領で放射線を照射した旨の表示が義務づけられていますので表示で確認することができます。

(問 1 2 0) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品以外の農畜水産物及びその加工品には、別表に掲げる食品添加物以外のものが使用されていてもよいのですか。

(答)

有機加工食品の原材料である、農畜水産物及びその加工品（有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品を除く。）には、別表 1 に掲げる食品添加物以外の食品添加物が使用されていてもかまいません。

しかしながら、原材料に使用された食品添加物がキャリーオーバーとならず、製品である有機加工食品においても効果を発揮する場合には、当該有機加工食品に使用された食品添加物とみなされることから、このような食品添加物が含まれた原材料を有機加工食品に使用することはできません。

(注) キャリーオーバー

食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されない物であって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。

(問 1 2 1) 精製塩に、海水から採取したにがり添加したものは食塩として有機加工食品の加工に使用できますか。

(答)

有機加工食品の加工に使用できる食塩としては、精製塩、加工塩等、一般に塩化ナトリウムを主成分とした塩と称されているものが該当します。なお、旨味調味料、食品添加物、各種ミネラル（海水や岩塩から得られた天然のにがりを除く。）などを添加した添加物塩は有機加工食品の加工に使用できる食塩には該当しません。

(問 1 2 2) 有機食品以外のものが原材料に占める重量の割合の 5%以下とは原料配合時ですか、それとも最終製品としてですか。

(答)

原材料配合時の配合割合です。ただし、原液、濃縮、乾燥等、状態の異なる同一の種類 of 原材料を混合して使用する場合には、最も多く使用されている原材料と同等の状態に他の原材料を換算した上で割合を算出します（ストレートジュースと濃縮ジュース、液体だしと粉末だし、こんにゃく生芋とこんにゃく芋精粉等）。

また、濃縮ジュース、こんにゃく芋精粉などのように、保管・保存のために乾燥・調製したものについては、加水して元の状態に戻して格付した半製品を原材料として使用する

ことができます。

なお、最終製品に含まれない加工助剤については、5%の算出の基礎となる原材料の総重量からは除かなければなりません。

(問 1 2 3) 5%以下で有機加工食品の原材料に使用できる有機加工食品以外の加工品は遺伝子組換え技術を用いた原料を使用しても良いですか。

(答)

有機加工食品の原料はすべて遺伝子組換え技術を用いていないことが必要です。したがって、5%以下の原材料であっても、遺伝子組換え技術を用いた原料を使用してはいけません。

(問 1 2 4) 有機加工食品の製造に生物の機能を利用する場合に、
・有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物以外の原料
・遺伝子組換え技術を用いた原料
で培養された微生物等が使用されていても良いのですか。

(答)

微生物等の培養の原料は、有機加工食品の原材料とは見なされないことから、
・有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物以外の原料
・遺伝子組換え技術を用いた原料
で培養された微生物等を使用することができます。

(問 1 2 5) 有機加工食品の原材料の使用割合において、有機食品の製品に占める割合が70%以上95%未満のものを認めないのはなぜですか。

(答)

コーデックスのガイドラインにおいては、有機食品が入手できなかつたり、十分な量が確保できない場合には5%まで有機食品以外のものを使用できるとされていること、さらに域内でマーケティングされるものについてのみ70~95%の有機原材料を含むものについて規格化できるとされています。

有機加工食品のJAS規格の制定に当たっては、製造実態及び消費者の意向も踏まえ、コーデックスのガイドラインの原則に沿って、5%まで有機食品以外のものを使用できることとしました。

(問 1 2 6) 病虫害防除等の目的での放射線照射が禁止されていますが、工程管理のために放射線を利用することはできますか。

(答)

病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射はできませんが、工程管理である内容量のチェックや異物のチェックのための放射線照射は行えます。

なお、この場合であっても飲食料品に吸収される線量は0.10グレイ以下でなければいけません。

また、輸入食品の通関時に実施されるX線検査については問題ありません。

(問 1 2 7) 有機加工食品の原材料の農産物などを洗浄するために、化学的に合成された殺菌剤や洗浄剤は使用できますか。

(答)

第4条の原材料の基準で、加工助剤も含むと規定していることから、別表1に掲げられていないものは使用できません。

また、オゾン水や電解水等についても使用することはできません。

(問 1 2 8) 有機加工食品の原材料として使用できる水はどのような水ですか。また、井戸水を飲用適にするために殺菌剤（次亜塩素酸ソーダ）を使用できますか。

(答)

食品の製造に使用する水については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に定める飲用適の水でなければなりません。また、電解水等の化学的な処理が行われた水や別表1に掲げられた食品添加物以外の化学的に合成された物質が添加された水についても使用することはできません。

なお、飲用適の水にする目的で次亜塩素酸ソーダを使用することは可能ですが、それ以外の目的で製造工程中に次亜塩素酸ソーダを使用することはできません。

(問 1 2 9) 加工工程で使用する機械・器具の洗浄、殺菌はできますか。

(答)

洗浄剤、オゾン水や電解水等を使用して洗浄、殺菌に使用することは可能です。ただし、使用後はよく水で洗浄するなどにより原材料や製品が洗浄剤等により汚染されないように管理することが必要です。

また、容器に使用するガラス瓶等についても同様です。

(問 1 3 0) 有機加工食品の製造時又は原材料や製品の保管時に製造工場内や保管倉庫内での病虫害や小動物の防除はどのように行えばよいですか。

(答)

- 1 工場内や倉庫内における病虫害や小動物の防除は、物理的防壁、音波、超音波、光、紫外線、トラップ、温度管理等の物理的方法によるか、これらの方法によっては効果が不十分な場合には、別表 2 に掲げられている薬剤に限り使用することが可能です。
また、別表 2 に掲げている薬剤を使用する場合でも、これらの薬剤が原材料及び製品に混入しないようにしなければなりません。
- 2 有機加工食品の製造期間が限定されているような場合、有機加工食品以外の加工食品を製造している期間等に有機加工食品の J A S 規格別表 2 に掲げられていない薬剤を用いて病虫害や小動物の防除を行うことは可能ですが、有機加工食品の製造開始までに、これらの薬剤による影響がないよう措置することが必要です。

(問 1 3 1) 生産行程管理者等が製品を包装する際、脱酸素剤を添付してもいいのですか。

(答)

有機食品が薬剤により汚染されないように管理されていれば、脱酸素剤の使用は可能です。

(第 5 条関係)

(問 1 3 2) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、なぜ、有機〇〇と表示してはいけないのですか。

(答)

- 1 改正前の「有機農産物加工食品」については、規格に従って、「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」等の名称の表示が付されて流通しているところですが、「有機農産物加工食品」は、指定農林物資（名称の表示の適正化を図ることが特に必要と認められる農林物資）に指定されており、「有機農産物加工食品」以外の加工食品に対して、「有機」、「オーガニック」等の表示を付してはならないという名称の表示規制が課せられています。

このため、原料の使用割合によって「有機農産物加工食品」又は「有機農畜産物加工食品」に共に該当することとなるごく一部の品目については、これが有機農産物加工食

品でない場合（例えば、乳製品を5%以上使用した場合）には「有機〇〇」といった名称の表示を付すことはできないので、注意が必要です。

2 このような状態を避けるには、新たに制定される「有機畜産物」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜産物加工食品」を指定農林物資として指定する必要がありますが、

① JAS規格が制定されている農林物資でなければ、指定農林物資の指定はできないこと

② 現状では、有機畜産物の日本農林規格と異なる生産方法により生産された畜産物及びその加工食品に「有機」等の名称が付されて販売されている事例はほとんどなく、消費者の選択に混乱が生じないと考えられること

等の理由から、現時点においては指定農林物資として指定することは難しい状況にあり、規格制定後の有機畜産物等の出回り状況等を踏まえて、引き続き関係部局と協議していくこととしています。

(問133) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのようなものがありますか。

(答)

1 当該加工食品が一般的な製造方法で製造された場合において、原材料に占める農産物の割合が95%以上となるような加工食品（有機加工食品のJAS規格を満たして製造された場合には一般的には有機農産物加工食品となるもの）については、当該加工食品の一般的な名称については、表示規制が課せられています。

2 表示規制が課されている場合には、「有機農産物加工食品」以外の加工食品に有機農産物加工食品と同一の名称の表示を付すことはできません。

3 このため、このような加工食品に、仮に5%以上の畜産物由来の原材料が含まれる場合には、すべて有機の規格を満たして製造された場合においても、「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」及びこれと紛らわしい表示を付すことはできないこととなります。

4 表示規制が課せられている加工食品のうち、有機農産物由来の原材料が95%を下回る可能性のある具体的な加工食品としては、麺類、クラッカー、シリアル、豆腐加工品、和菓子等が考えられます。

(問134) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのような表示が許されるのですか。

(答)

1 指定農林物資である有機農産物加工食品と一般名称が同一のものとなる一部の加工食品については、「有機〇〇」等とは表示できないことから、これらの加工食品の名称の表示方法については、当該加工食品の一般的な名称のみ表示することができます。

2 ただし、規格に合っているものとして格付けがなされた商品には、有機JASマークを付すことが可能であるほか、当該マークが「有機JASマーク」である旨や、当該商品が有機JAS認証品である旨、あるいは有機JAS制度の概要等を事実に基づき表示することは可能です。これらにより一般品と差別化を図ることができ、また、消費者は有機認証を受けた食品であることを容易に判別することができるものと考えております。

(別表関係)

(問135) 食品添加物の製造において使用する原材料として、遺伝子組換え技術によって得られたものを使用できますか。

(答)

遺伝子組換え技術によって得られた原材料は使用できません。

(問136) 有機加工食品の加工に既存添加物である焼成カルシウム類を使用することはできるのですか。

(答)

1 有機加工食品の製造又は加工に使用できる食品添加物は、有機加工食品の日本農林規格別表1に掲げられたもののみとなっています。

2 このため、既存添加物である焼成カルシウム類については、同規格別表1に掲げられた添加物ではないことから有機加工食品の製造又は加工に使用することはできません。

なお、同規格別表1に掲げられている食品添加物である炭酸カルシウム等の規格基準を満たしている焼成カルシウム類由来の食品添加物については使用することができます。

3 この場合の食品添加物の表示の方法（規格基準の定められた食品添加物である「炭酸カルシウム」といった表示か、既存添加物としての「貝殻焼成カルシウム」といった表示か）については、食品衛生法及びその関係法令に従う必要があります。

(問137) 認定小分け業者や認定輸入業者が、お茶の包装工程で窒素充填を行ってもいいのですか。

(答)

お茶の包装工程で行われる窒素充填は、食品添加物の添加に該当します。有機加工食品の日本農林規格では、有機加工食品の認定生産行程管理者が行うことができる製造又

は加工においてのみ、同規格別表 1 に掲げる食品添加物の使用が認められており、認定小分け業者や認定輸入業者が行うことができる工程には同規格別表 1 に掲げる食品添加物の使用が認められていないことから、窒素充填を行う場合には有機加工食品の生産行程管理者の認定が必要となります。

(問 1 3 8) 有機加工食品の J A S 規格別表 2 に掲げられた薬剤を全面的に改正したのはなぜですか。

(答)

- 1 これまで有機加工食品の J A S 規格別表 2 に掲げられた薬剤は、製造・加工工程においては使用されることが少ない農薬が掲げられていました。
- 2 このため、薬剤リストを全面的に削除し、製造・加工工程において一般的に使用されている病虫害防除用の薬剤のうちコーデックスガイドラインに適合した薬剤を新たにリスト化したところです。

VII 表示

(問 1 3 9) 有機 J A S マークが付いていない農産物や加工食品に、「有機原材料使用」という表示はできますか。

(答)

- 1 農産物の表示については、生鮮食品品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省告示第 5 1 4 号）に基づき、名称（その内容を表す一般的な名称）及び原産地を記載することが必要です。名称の表示やこのほかの強調表示を付する場合、有機 J A S マークが付いていない農産物に有機農産物と誤認されるような紛らわしい表示を付することはできません。

一方、一般的な名称のほか、「肥料は有機質肥料を使用しました」と言うように、栽培方法の過程を強調表示する場合については、紛らわしい表示に該当しないことから可能です。

- (1) 有機 J A S マークが付いていない場合、表示してはならない例

有機、有機農法、完全有機農法、完全有機、海外有機、準有機、有機率〇%、有機産直、有機〇〇（商標登録）、有機移行栽培、雨よけ有機栽培、有機土栽培、オーガニック、organic、有機の味、「外国（国名）有機認証品です。」等の説明

- (2) 有機 J A S マークが付いていなくても表示してよい例

有機質肥料使用、有機肥料を使用して栽培したトマト

ただし、有機堆肥使用という表示をことさら強調することにより農産物自体が有機的な方法により生産されたものと誤解を招くような表示が行われている場合には、表示規制に抵触するおそれがあります。

2 また、加工食品の表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に基づき、名称、原材料名等を一括して記載することが必要です。このほか、有機JASマークの付いていない加工食品に強調表示を付する場合、有機農産物加工食品と誤認されるような紛らわしい表示を付することはできません。なお、有機農産物（有機JASマークを付してあるものに限る。）を原材料として使用した旨を説明することは可能です（この際、当該原料となる有機農産物の使用割合が100%でない場合は、当該有機農産物の使用割合の表示が必要です。）。

(1) 有機JASマークが付いていない場合、表示してはならない例

有機サラダ、有機野菜ソース、有機トマトケチャップ、有機認証ケチャップ、有機基準適合ソース、オーガニックパスタ、「外国（国名）有機認証品です。」等の説明

(2) 有機JASマークが付いていなくても、有機JASマークが付いている原材料を使用している場合、表示してもよい例

有機野菜を使用したサラダ（有機野菜〇〇%使用）、有機トマト〇〇%使用ケチャップ、とうふ（有機大豆〇〇%使用）

（問140） 「有機無農薬トマト」と表示することはできますか。

（答）

「無農薬」の表示は残留農薬がないことと誤解する等、消費者に優良誤認を与えることを避けるため、平成15年5月に改正された特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにおいて「無農薬」の表示を表示禁止事項にしていることを踏まえると、「有機無農薬」という表示は好ましくありません。

なお、有機農産物の名称の表示を行う場合については、規格に規定された方法により表示しなければならないため、「有機無農薬トマト」の表示はできません。

（問141） 「有機米」、「有機栽培米」という表示は玄米及び精米品質表示基準の表示に適合しているのですか。

（答）

有機農産物の日本農林規格に定めている有機農産物の名称の表示は「米（有機農産物）」、「有機栽培米」、「米（オーガニック）」等と記載することとなっています。一方、玄米及び精米品質表示基準における名称の表示では、玄米にあっては「玄米」、もち精米にあっては「もち精米」、うるち精米にあっては「うるち精米」又は「精米」と記載することとなっています。

従って、一括表示枠内の名称表示欄には、「有機うるち精米」又は「有機精米」と表示し、一括表示枠外に商品名を表示する場合にあっては「有機米」、「有機栽培米」、「米（オーガニック）」、「有機精米」などの表示をすることができます。

(問 1 4 2) 有機農産物の表示は名称だけでよいのですか。

(答)

有機農産物については、有機農産物の日本農林規格第5条に定める表示の方法に基づき、名称の表示を行うとともに、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項の規定による名称及び原産地の表示も必要となります。

従って、有機農産物の日本農林規格第5条の規定に基づき「有機農産物」と表示した場合、生鮮食品品質表示基準に基づき「トマト」等一般名称の表示も必要となります。

(問 1 4 3) 有機加工食品の表示は、名称と原材料名だけでよいのですか。

(答)

有機加工食品の名称の表示は、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第4条第1項第1号の規定にかかわらず、有機加工食品の日本農林規格第5条に規定する表示例のいずれかにより表示することとしています。

個別の品質表示基準がある加工食品については当該品質表示基準の規定による名称の表示も満たす必要があります。

原材料名の表示は、加工食品品質表示基準第3条第1項第2号において、例えば、有機食品にあっては、「有機〇〇」等、転換期間中有機農産物等にあっては、「転換期間中有機〇〇」等と記載することとし、「〇〇」には一般的な食品の名称を記載することとしています。

また、国内の事業者にあつては、名称及び原材料名の表示のほか内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所等の表示も必要となります。

なお、外国生産行程管理者等が格付した有機食品を輸入した輸入業者が、加工食品品質表示基準に基づき一括表示を行う場合には、当該輸入業者が外国生産行程管理者等に代わって有機加工食品の日本農林規格に基づく名称及び原材料名の表示を行うことも可能です。

(問 1 4 4) 有機農産物等のモニタリングはどのように行うのですか。

(答)

市場に流通している有機農産物等について、地方農政局、地方農政事務所や独立行政法人農林水産消費安全技術センターが日常的にモニタリングします。

(問 1 4 5) 有機食品の表示規制は、外食産業や中食産業についても適用されますか。

(答)

外食産業や中食産業であっても、消費者が購入して持ち帰る商品など、販売している食品に「有機」等の表示が貼付されている場合には、有機食品に関する表示規制が適用されます。

なお、消費者への情報提供となるチラシ、メニュー、のぼりについては規制の対象になりませんが、不当景品類及び不当表示防止法の規制の対象となる場合があります。

(問 1 4 6) 日本農林規格に基づいて栽培した農産物を産消提携により販売したいと思いますが、有機農産物の認定生産行程管理者にならないければなりませんか。

(答)

産消提携を行っている場合であっても生産した農産物に「有機」の表示を行い販売する場合は有機農産物の認定生産行程管理者になる必要があります。

産消提携は、生産者と消費者の特別な信頼関係に基づいて行われている販売形態であり、商品の購入前・購入時に生産に関する幅広い情報の開示と交換が行われていると考えられます。このような場合は、既に商品（農産物）の生産に関する状況（有機農産物の日本農林規格に基づいて生産されたものであること等）について幅広い情報の開示が行われており、商品に対して「有機」と表示することができなくても特段の支障はないと考えています。

なお、商品及びその包装、容器、送り状以外のもの、すなわち商品を説明するパンフレット、注文書等については規制の対象になりません。

1 規制の対象となる表示

- (1) 指定農林物資に貼付された有機表示のシール
- (2) 指定農林物資を入れた容器、包装若しくは送り状（商品に併せて発給される納品書・仕切り書等のことをいう。以下同じ。）に付された有機表示
- (3) 陳列された指定農林物資について有機である旨を指し示す立て札の有機表示

2 規制の対象とならない情報提供

- (1) 新聞、雑誌、インターネット等の媒体における有機農産物を取り扱っている等の説明文（指定農林物資の写真やイラストを掲げそれが有機である旨を説明しているものを含む）
- (2) チラシ、パンフレット、ニュースレター及び看板における上記と同様の記載
- (3) 次週供給される物品の注文案内チラシにおいてどれが有機かを示す記載（写真やイラストを含む）

(4) 注文書上においてどれが有機かを示す記載

(5) 顧客が選択した後に、配送される野菜ボックスに入れられたニュースレター等であって、どれが有機野菜であるかが分かるよう説明した文書

(問 1 4 7) 有機 J A S マークが付された大豆を原材料として製造した納豆に、有機 J A S マークを付さないで「有機大豆使用の納豆」と表示して販売する場合、立て札に「有機納豆」と表示してもよいですか。

(答)

(問 1 4 6) の (答) 1 のとおり、陳列された指定農林物資について有機である旨を指し示す立て札の有機表示は、規制の対象となりますので、立て札に「有機納豆」と表示することはできません。

(問 1 4 8) 有機農産物と転換期間中有機農産物を混合した場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

このような場合、「転換期間中〇〇」と表示することになります。

また、有機加工食品の原材料として転換期間中有機農産物等を使用した場合には、その名称は「転換期間中有機〇〇」又は「有機〇〇 (転換期間中)」と表示することになります。

(問 1 4 9) 有機 J A S マークをスタンプで表示することはできますか。また、認定事業者自身がパソコン等で作成した有機 J A S マークを使用することはできますか。

(答)

有機 J A S マークについては、その貼付した数を確実に管理し把握する必要があります。スタンプによる有機 J A S マークの表示についても、その使用回数を適正に管理し、証明することが可能であれば認められます。

同様に、パソコン等で作成した有機 J A S マークの表示についても、作成枚数及び使用枚数を適正に管理し、証明することが可能であれば認められます。

(問150) 生鮮食品に有機〇〇使用といった表示を、有機JASマークを付けずに表示してもよいのですか。

(答)

- 1 加工食品については、加工食品品質表示基準により、有機農産物等の特色ある原材料を用いて製品を製造した場合、当該原材料が有機農産物又は有機加工食品である旨を、「有機〇〇使用」と記載することが可能であることが定められています。これは、使用した原材料と製造された製品（例えば大豆とその加工品である豆腐）が異なり、消費者は誤認することがなく、消費者の選択に著しい支障を生じる恐れがあるとは認められないことから、このような表示が許されているところです。
- 2 一方、生鮮食品については、そもそも製造・加工して生産する性格のものではないため、生鮮食品品質表示基準にはこのような規定はなされていませんが、製造・加工行程を経ないで、単に小分けしたものに「有機〇〇使用」といった表示をすることは、明らかに原材料と小分けした製品が同一のものであるので、たとえ「使用」との表示が付されていたとしても、消費者は有機農産物であると誤認する恐れが強く、JAS法第19条の15第2項における有機の表示と紛らわしい表示に該当することから、このような表示をすることはできません。
- 3 なお、生鮮食品に分類されるものであっても、原材料と生産された食品が全く異なる形態の食品であって消費者が誤認する恐れのないもの（例えば、有機緑豆を原材料に使用して栽培されたもやし等）については、事実に基づいて「有機〇〇使用」といった表示をすることは可能ですが、有機JAS規格に基づき格付けされた農産物の使用割合が100%でない場合には、「有機〇〇50%使用」等など、使用割合を併せて表示することが必要です。

(問151) 有機JASマークが付された農産物加工食品を「有機〇〇」等と表示された段ボール等の資材に梱包して出荷する場合には、その段ボール等の資材に有機JASマークが必要ですか。

(答)

消費者が購入する際の個包装には全て有機JASマークが付されており、これらの商品を輸送するために段ボール等の資材に梱包し出荷する場合、梱包された中身が有機農産物加工品であることを確認するために、段ボール等の資材には有機JASマークを付すことなく、「有機」等の表示を行うことは可能です。

(問 1 5 2) 有機 J A S マークが付されていない無償のサンプル品の名称として「有機ルイボス茶」と表示することはできますか。

(答)

J A S 法第 1 9 条の 1 5 第 1 項及び第 2 項では、販売されるものか贈与されるものかを区別せず、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない旨が規定されているので、無償のサンプル品であっても、有機 J A S マークなしに「有機」等と表示することはできません。

VIII その他

(問 1 5 3) 有機農産物を栽培するほ場に、天災により周辺から土砂等が流入した場合の取扱いはどうすればよいのですか。

(答)

- 1 台風や地震等の広範囲に及ぶ天災であって、河川の氾濫や土砂崩れ等により周辺から土砂が流入したり、冠水した有機認定ほ場については、使用禁止資材の流入の可能性があります。このため、使用禁止資材の有機認定ほ場への流入を明確に否定できる場合を除き、被害を受けた時点で作付けられていた作物の当該作期における収穫物については有機の格付をすることはできません。
- 2 また、天災の被害を受けたほ場については、その時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた後についても、有機農産物を生産するためには、ある程度の期間、土作りをやり直す必要があります。このため、天災を受けた時点で生産していた作物を収穫又は取り除いた時点（土作りの開始）以降 1 年以内に収穫された農産物については転換期間中有機農産物とすることとし、それ以降に収穫された農産物については有機農産物として格付することができます。